

東みよし町
障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画及び
第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
東みよし町

はじめに

「共生社会」とは、障がいの有無にかかわらず、すべての方がかけがえのない個人として大切にされ、身近な地域の中で安心して暮らし続けることができる社会のことだと思います。

この、安心して暮らし続けることこそ、人が幸せであるということであり、私はすべての町民のみなさまにこの幸せを実感していただきたいと願っています。

このたび、さらに積極的に障がい者施策に取り組むため、「東みよし町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。策定にあたっては、アンケート調査を実施するとともに、東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会での審議を重ね、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、幅広い視点から検討いただいたところです。この実現のために、礎となります障がいへの理解啓発の促進や福祉人材の育成にも積極的に努めてまいります。

「共生社会」の実現に向けては、地域のみなさまの支えが必要です。どうか、笑顔があふれるまちを創りあげていくことができますよう、町民のみなさまをはじめとして、事業所や各種団体など、関係各位のご理解とご協力、そしてご参画をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご協力をいただきました東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました多くの町民のみなさまに厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

東みよし町長 **松浦 敬治**

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	5
3	計画の策定体制.....	7

第2章 障がい者を取り巻く現状

1	人口動態.....	9
2	身体障がい者の現状.....	11
3	知的障がい者の現状.....	14
4	精神障がい者の現状.....	16
5	難病患者の現状.....	17
6	障がい児の就学の現状.....	18
7	障がい者の雇用の現状.....	20
8	アンケート調査結果に見る障がい者の現状等.....	21
9	ヒアリング調査結果に見る事業所の現状等.....	32

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念.....	37
2	計画の基本的視点.....	38
3	計画の基本目標.....	40
4	施策の体系.....	42

第4章 障がい者基本計画

基本目標 1	障がいに対する理解や配慮の促進.....	43
基本目標 2	保健・医療体制の充実.....	46
基本目標 3	生活支援の充実.....	50
基本目標 4	教育・療育環境の充実.....	55
基本目標 5	雇用・就労の推進.....	57
基本目標 6	安心・安全なまちづくりの推進.....	59

第5章 成果目標とサービス事業量の見込み

1	令和8年度の成果目標.....	63
2	障がい福祉サービスの見込量.....	72
3	障がい児福祉サービスの見込量.....	81
4	地域生活支援事業の見込量.....	84

第6章 計画の推進体制

- 1 関係機関等との連携..... 91
- 2 計画の進捗管理..... 91

資料編

- 1 東みよし町委託相談支援事業所..... 93
- 2 東みよし町引きこもり相談支援事業所..... 93
- 3 東みよし町障がい者虐待防止センター..... 93
- 4 東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画
及び障がい児福祉計画策定委員会設置条例..... 94
- 5 東みよし町障がい基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員名簿... 95
- 6 用語解説..... 96

〔漢字表記について〕

東みよし町では、障害の「害」が「人や人の状態」を表す場合は平仮名表記としています。
ただし、法律名や固有名詞等は漢字で表記します。

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

平成26（2014）年、日本は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になりました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。その後、平成30（2018）年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を施行しました。令和4（2022）年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障がい者に関する法整備が進められてきました。令和6（2024）年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されています。また、同年「改正障害者差別解消法」が施行され、国や自治体のみならず民間事業者にも、障がい者に対する「合理的配慮」の提供を義務化されました。

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。そのような状況を受けて本町は、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、様々な取り組みを進めてきました。

こうした中、東みよし町では東みよし町総合計画のもと、平成30年3月に東みよし町障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を、令和3年3月に東みよし町第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画を策定し、様々な障がい福祉施策を進めてきたところです。

この度の計画は、6年ぶりに東みよし町障がい者基本計画を改訂する年にあたり、合わせて障がい福祉計画、障がい児福祉計画も含めて「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、一体的に策定するものです。

【障害者施策関連法令などの動向】

年	国の主な流れ	内 容
昭和 45 年	心身障害者対策基本法 公布	心身障がい者対策に関する国等の責務を明記し、心身障がい者の福祉に関する施策の基本事項を設定。
平成 5 年	障害者基本法改正	心身障がい者対策基本法から法律の題名を改定。障がい範囲の明確化（身体・知的・精神）。市町村計画を努力目標として位置づけ。
平成 16 年	障害者基本法 改正	差別禁止の理念の明示。 都道府県及び市区町村における障がい者計画策定の義務化。
平成 17 年	発達障害者支援法 施行	発達障がいの早期発見等に関して国及び地方自治体の責務の明確化。 学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労支援について定める。
平成 18 年	障害者自立支援法 施行	障がい者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行。利用者負担が応益負担へ変更。
	教育基本法 改正	障がいのある人に対し、十分な教育を受けられるよう必要な支援を講ずる旨が規定される。
平成 19 年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）署名	障害者権利条約の批准に向けた取組が開始。
平成 20 年	障害者雇用促進法 改正	中小企業における障がい者雇用の促進施策を規定。 短時間労働に対応した雇用率制度の見直しを実施。
平成 23 年	障害者基本法 改正	目的規定や基本的施策に関する内容の見直し。社会モデルの考え方を踏まえ障がいの定義が見直され、発達障がい、難病が追加。合理的配慮の概念が導入された。
平成 24 年	障害者自立支援法 改正	利用者負担の見直し、障がいのある人の範囲の見直し、相談支援の充実、障がいのある子どもへの支援の強化。
	障害者虐待防止法 施行	障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務の規定。
	児童福祉法 改正	障がいのある子どもを対象とした施設・事業の位置づけを一元化。
平成 25 年	障害者総合支援法 施行（一部、平成 26 年に 施行）	障がいのある人の範囲の拡大、障がいのある人への支援の拡大等を規定。
	障害者雇用促進法 一部改正	雇用分野における障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について規定。
	障害者優先調達推進法 施行	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がいのある人の就労施設等から優先的・積極的に調達することを規定。

年	国の主な流れ	内 容
平成 26 年	障害者権利条約 批准	障がいのある人の権利確保、尊厳の尊重の実現に向け国際協力を一層推進
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成 28 年に施行）	精神障がい者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止等について規定
平成 27 年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行	難病患者に対する医療等の推進の基本方針の策定、公平・安定的な医療費助成制度の確立、調査研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置について規定
平成 28 年	障害者差別解消法 施行	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等を規定
	障害者総合支援法 改正	サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の取組について規定
	児童福祉法 改正	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設 障がい児福祉計画の策定について規定
平成 30 年	障害者総合支援法 改正	自立生活援助、就労定着支援の新設
	社会福祉法 一部改正	地域福祉推進の理念を規定 理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 市町村地域福祉計画策定の努力義務化、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられる
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法） 施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定

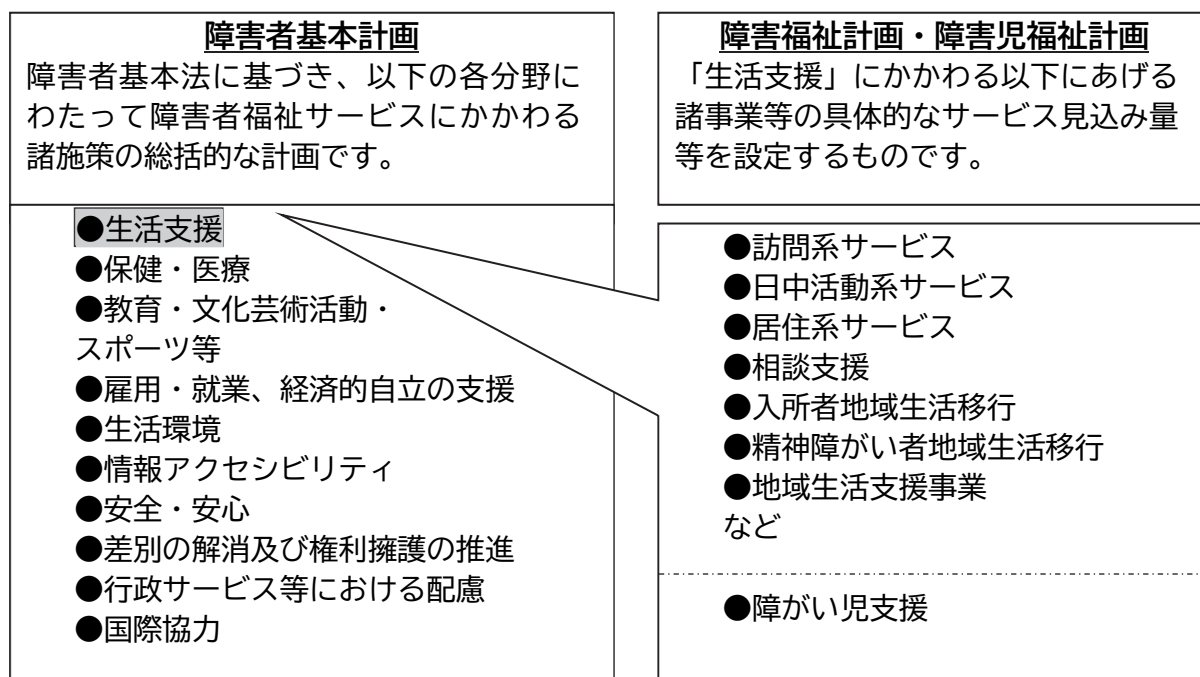
年	国の主な流れ	内 容
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定
令和2年	障害者雇用促進法 改正	障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握、国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成・公表などについて規定
	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るための国等の責務、基本方針の策定、電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等について規定
令和3年	社会福祉法 一部改正	「重層的支援体制整備事業」の創設 社会福祉連携推進法人制度の創設
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法） 施行	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童に対し、国、地方公共団体、保育所、学校の責務、支援措置について規定
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策について規定
令和5年	障害者雇用促進法 改正	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化
令和6年	障害者総合支援法 改正	就労選択支援の創設 共同生活援助（グループホーム）の支援内容の法律上の明確化 障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備
	児童福祉法 改正	障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化 こども家庭センターの設置の努力義務化
	障害者差別解消法 改正	事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化

2 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障害福祉実施計画及び障害児福祉実施計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画として策定するものです。

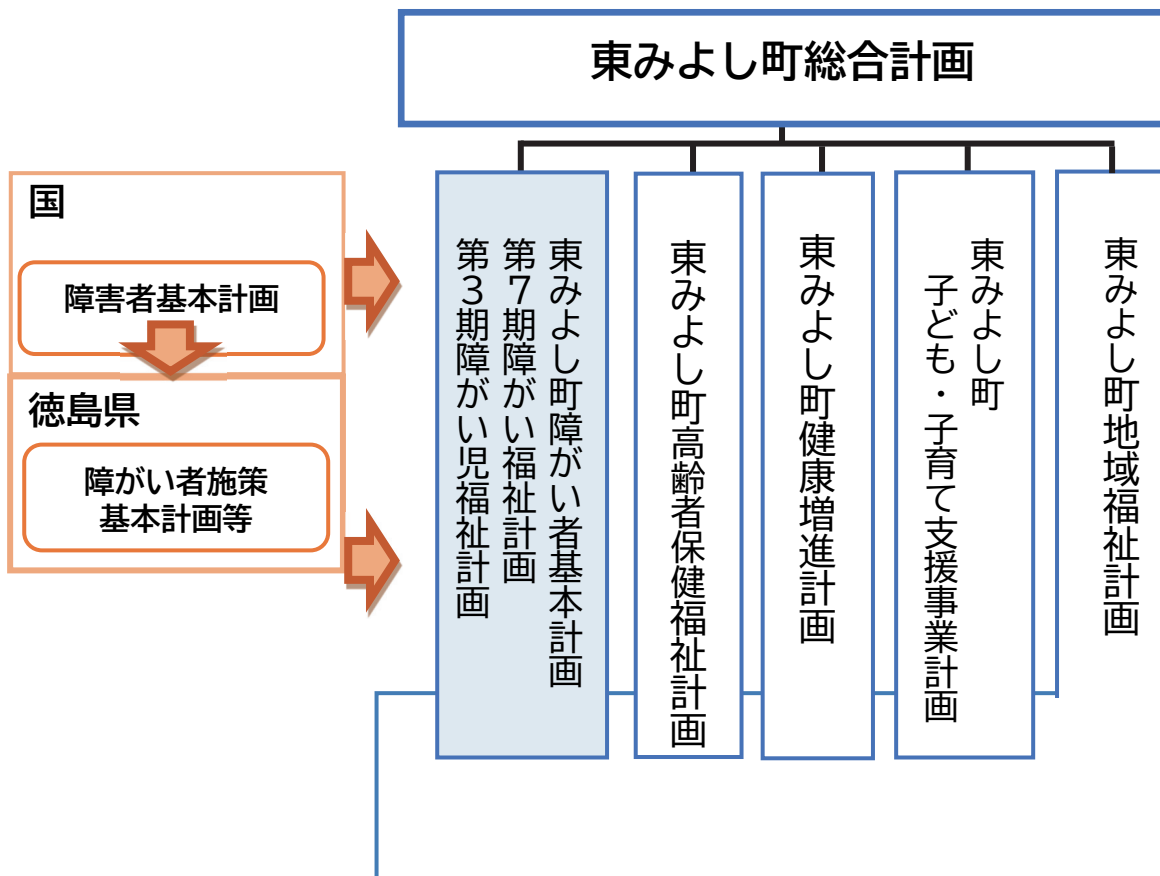
	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	第5次障害者基本計画（令和5～令和9年度）	障害福祉計画に係る基本指針（都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	障がい者施策基本計画（令和6～令和11年度）	第7期障がい福祉計画	第3期障がい児福祉計画
東みよし町	障がい者基本計画（令和6～令和11年度）	第7期障がい福祉計画	第3期障がい児福祉計画

■ 「障害者基本計画」、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系



これらの計画を一体的に策定するとともに、東みよし町の将来像を定めたまちづくりの目標である東みよし町総合計画¹及び社会福祉法の規定に基づく東みよし町地域福祉計画その他法律の規定による計画で障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと連携して推進します。

《東みよし町障がい者計画と各計画との関係》



本計画のうち、障がい者基本計画は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とします。一方、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和9年度 (2030)	令和10年度 (2031)	令和11年度 (2032)
			障がい者基本計画（6年間）								
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画			第9期障がい福祉計画 第5期障がい児福祉計画		

¹ 東みよし町総合計画:東みよし町のまちづくりの目標となる計画。

3 計画の策定体制

(1) 当事者アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者・障がい児の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	令和5年9月1日現在、東みよし町在住の、障がいのある人及び障がいのある児童の保護者。
調査方法	郵送による配布回収 ただし、一部の調査票（130件）は、施設や事業所に配布を依頼
調査期間	令和5年9月16日（土）～10月6日（金）
回収結果	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人 配布数：913件 有効回収数：453件（有効回収率：49.6%） ・障がい児の保護者 配布数：36件 有効回収数：20件（有効回収率：55.6%）

(2) サービス提供事業所に対するヒアリング調査

障がい福祉サービス等の提供事業所に、活動の状況や障がいのある人に関係する取り組みや考えを把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

町内の障がい福祉サービス等を提供している21事業所にヒアリング調査票を配布し、全事業所から回答をいただきました。

(3) 計画策定委員会の設置

本計画の策定を行うにあたり、「東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、令和5年7月から令和6年3月まで計3回の審議を行いました。

この委員会には、医療・福祉・教育・雇用の関係者のほか、障がい者団体の代表者にも委員として参画していただき、幅広い意見の集約を行いました。

(4) 計画素案の公表、住民からの意見募集

令和6年1月に、計画素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

第2章

障がい者を取り巻く現状

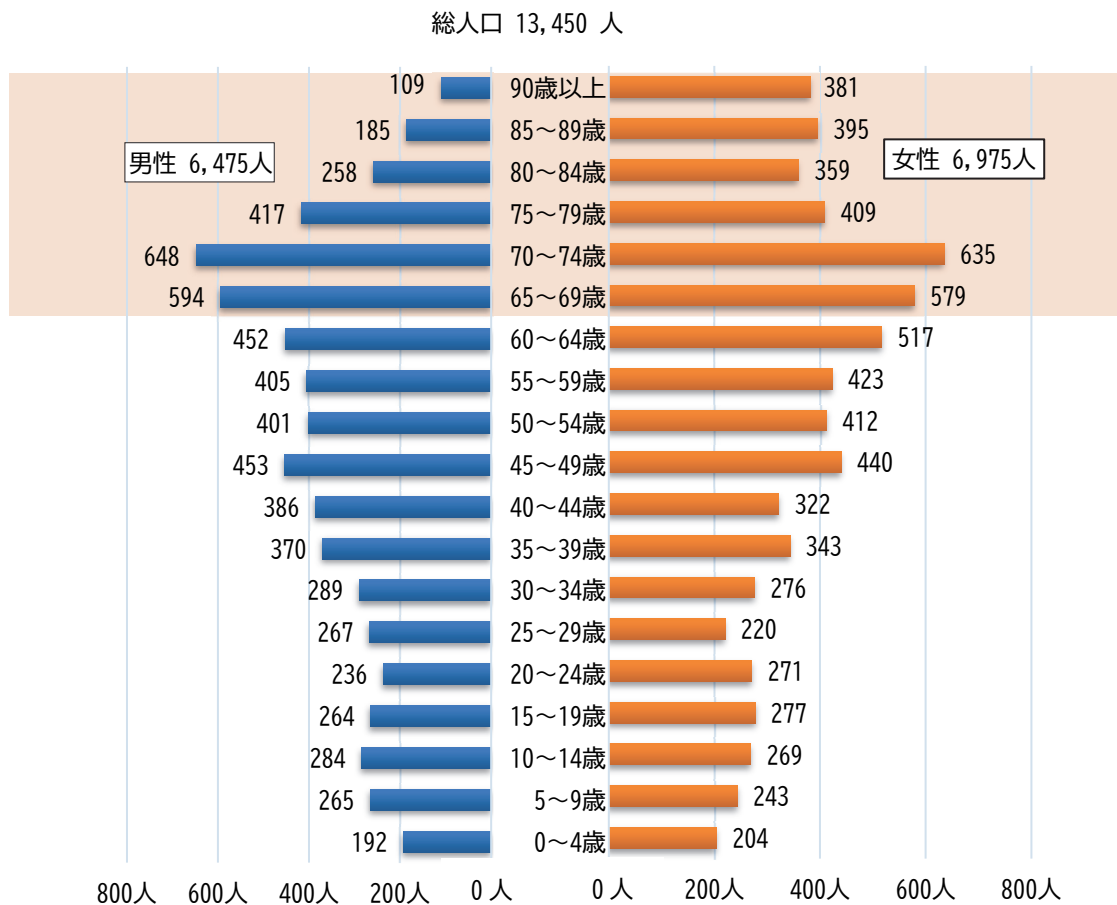
1 人口動態

(1) 人口構造

本町の人口は、令和5年10月1日現在で、男性6,475人、女性6,975人、合計13,450人です。

年齢階層別に見ると、65～69歳を中心にその前後の年齢階層が多くなっており、今後10年間は後期高齢者数の増加が見込まれます。

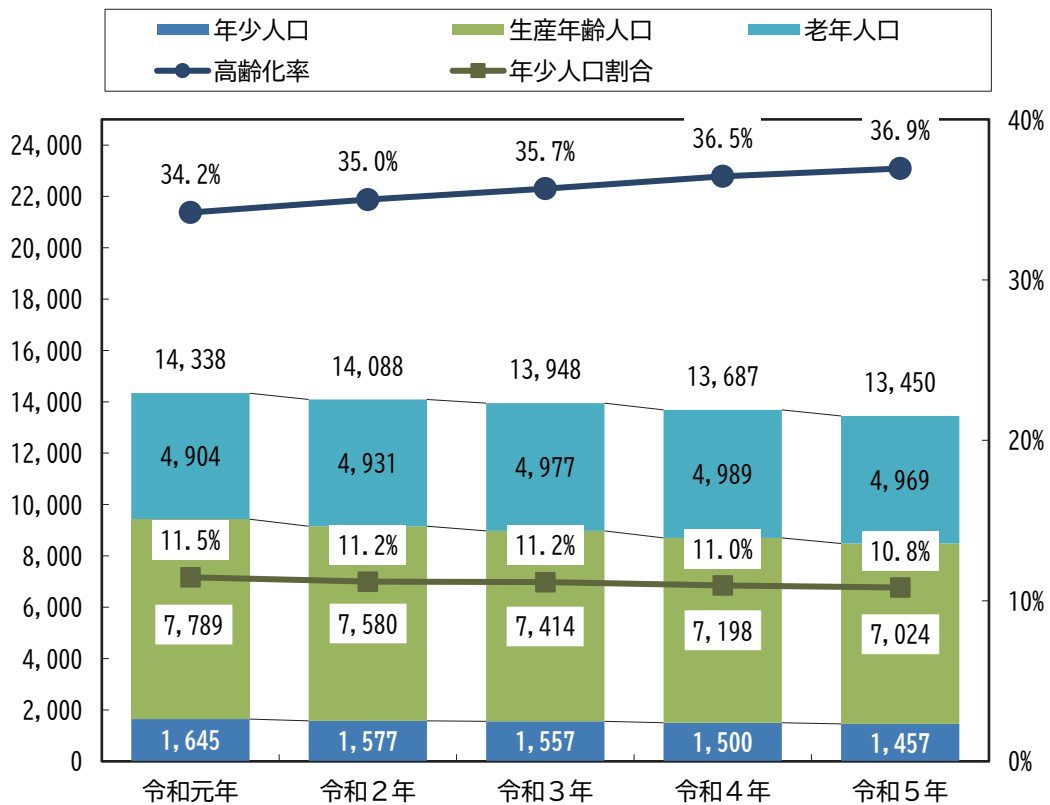
人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）



(2) 年齢3区分人口の推移

令和元年以降の年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少を続ける一方で、老年人口（65歳以上）は令和4年まで増加を続けており、少子高齢化が進んでいることがわかります。令和5年10月1日現在の高齢化率は36.9%となっています。

年齢3区分人口と高齢化率等の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 身体障がい者の現状

(1) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在 671 人で、年々減少する傾向にあります。

等級別に見ると、1 級が最も多く、令和4年度末現在 209 人と、全体の 31.1%を占めています。

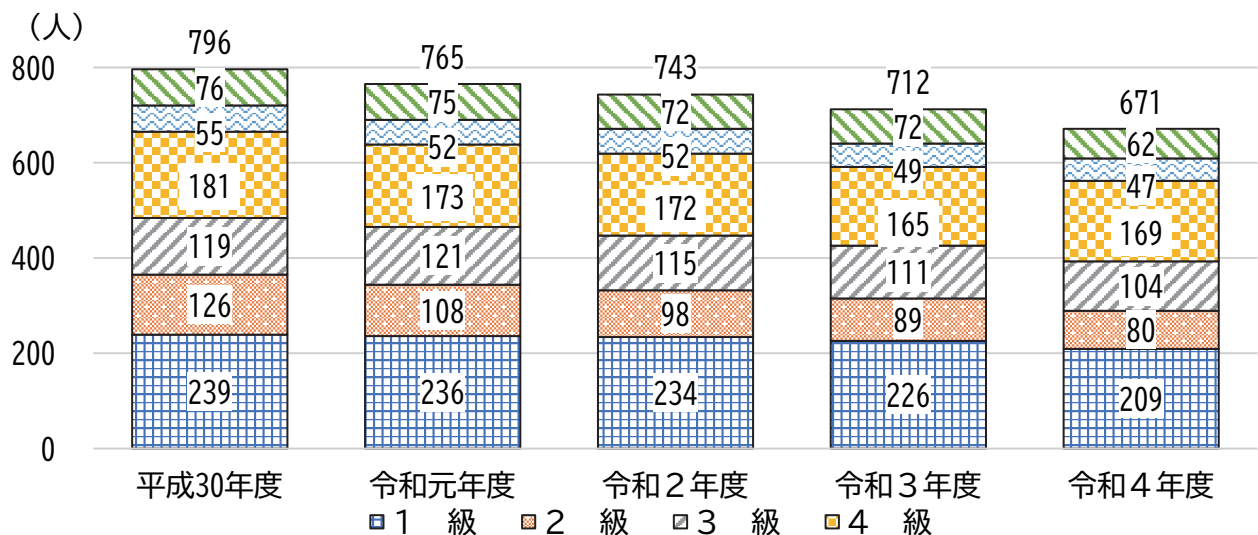
等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	239	236	234	226	209
2 級	126	108	98	89	80
3 級	119	121	115	111	104
4 級	181	173	172	165	169
5 級	55	52	52	49	47
6 級	76	75	72	72	62
合計	796	765	743	712	671

※各年度末現在

資料：東みよし町



(2) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数を見ると、65歳以上が534人と、全体の79.6%を占めています。

また、平成30年度からの推移を見ると、18歳未満、18歳以上共に減少傾向にあります。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	5	5	3	2	2
18歳～64歳	182	178	165	147	135
65歳以上	609	582	575	563	534
合 計	796	765	743	712	671

※各年度末現在

資料：東みよし町

(3) 障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい別に令和4年度末現在の身体障害者手帳所持者数を見ると、肢体不自由が293人(43.7%)と最も多く、次いで内部障がいが217人(32.3%)となっています。

また、平成30年度からの推移を見ると、概ね減少傾向にあります。

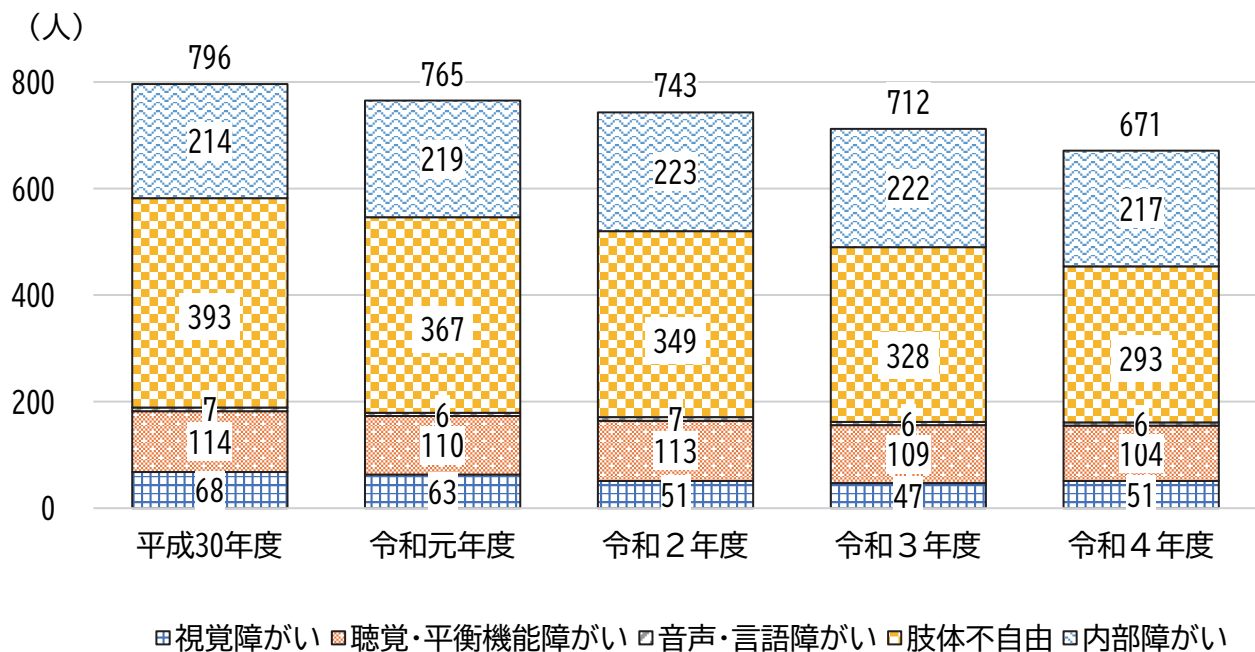
障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

障がい別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	68	63	51	47	51
聴覚・平衡機能障がい	114	110	113	109	104
音声・言語障がい	7	6	7	6	6
肢体不自由	393	367	349	328	293
内部障がい	214	219	223	222	217
合計	796	765	743	712	671

※各年度末現在

資料：東みよし町



3 知的障がい者の現状

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、令和2年度までは減少傾向にありましたが、令和3年度以降増加傾向に転じ、令和4年度は190人となっています。

障がい程度別に見ると、軽度のB2判定の増加が目立っています。

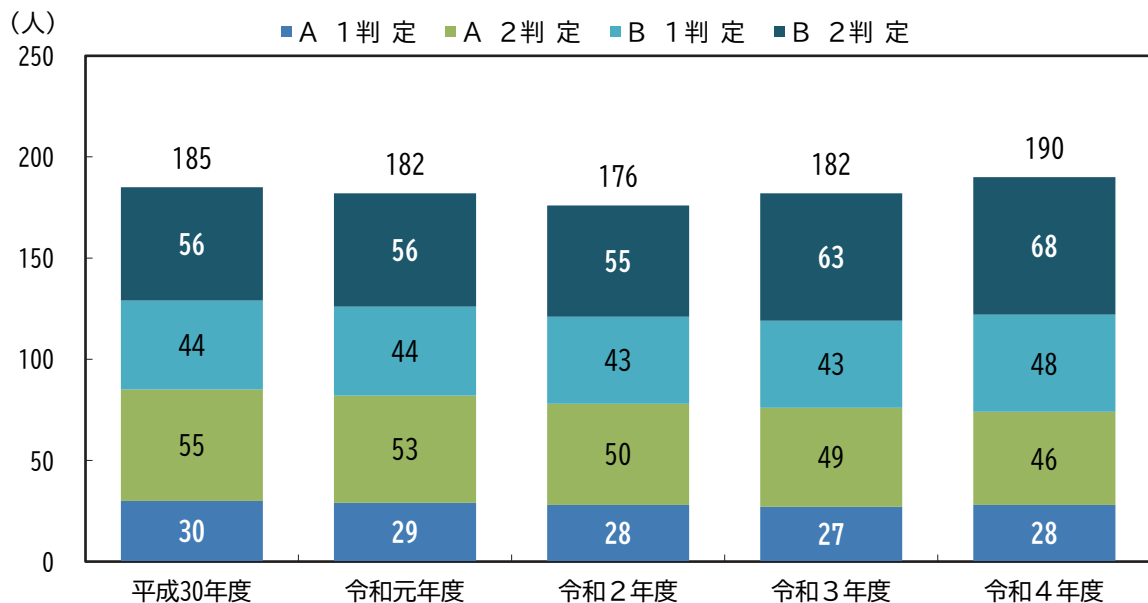
障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

障がい程度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1判定	30	29	28	27	28
A2判定	55	53	50	49	46
B1判定	44	44	43	43	48
B2判定	56	56	55	63	68
合計	185	182	176	182	190

※各年度末現在

資料：東みよし町



資料：東みよし町（各年10月1日現在）

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

平成30年度からの療育手帳所持者数の推移を年齢階層別に見ると、18歳未満は減少傾向にありましたが令和4年度には増加に転じ、18歳以上は概ね増加傾向にあります。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	34	32	25	26	30
18歳～	151	150	151	156	160
合 計	185	182	176	182	190

※各年度末現在

資料：東みよし町

4 精神障がい者の現状

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末現在140人で、等級別に見ると、2級と3級が多くなっています。

また、平成30年度から令和4年度までの推移を見ると、1級は令和元年以降横ばい傾向、2級と3級は増加傾向にあり、全体で見ると28人(25.0%)増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

等級	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	16	13	13	11	13
2級	50	50	56	56	62
3級	46	54	54	64	65
合計	112	117	123	131	140

※各年度末現在

資料：東みよし町

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

本町の自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者数は、令和4年度末現在236人で、令和2年度以降、増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者証所持者数	216	222	186	229	236

※各年度末現在

資料：東みよし町

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

令和3年11月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は788疾病となっています。

本町における令和4年度末現在の特定疾患医療受給者証の所持者は132人、小児慢性特定疾患医療受診券の所持者は3人となっています。

一方、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。さらに、令和5年3月24日に開催された第9回障害者総合支援法対象疾病検討会において対象疾病の検討が行われ、366疾病から369疾病に見直す等の方針が取りまとめられ、令和6年4月1日からは369疾病が対象となっています。

特定疾患医療受給者証所持者数などの推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患医療受給者証所持者数	123	134	141	130	132
小児慢性特定疾患医療受診券所持者数	6	5	5	3	3

※各年度末現在

資料：東みよし町

6 障がい児の就学の現状

(1) 町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

(単位：学級、教室、人)

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
特別 支 援 学 級	知的障害	小学校	学級数	4	6	6	7	6	
			児童数	26	30	27	37	37	
		中学校	学級数	2	2	3	2	2	
			生徒数	5	9	13	12	10	
	自閉症・ 情緒障害	小学校	学級数	4	4	6	7	6	
			児童数	16	27	37	32	29	
		中学校	学級数	2	2	2	2	3	
			生徒数	6	2	4	9	13	
	肢体不自由	小学校	学級数	1	1	1	0	0	
			児童数	1	1	1	0	0	
	弱視	小学校	学級数	0	0	0	0	0	
			児童数	0	0	0	0	0	
	病弱	小学校	学級数	1	1	1	1	1	
			児童数	1	1	2	2	2	
		中学校	学級数	0	1	0	0	0	
			生徒数	0	1	0	0	0	
	難聴	小学校	学級数	1	1	0	0	0	
			児童数	1	1	0	0	0	
中学校		学級数	0	0	0	1	1		
		生徒数	0	0	0	1	1		
小計			学級数	15	18	19	20	19	
			生徒数	56	72	84	93	92	
通級 指 導 教 室	情緒障害	小学校	教室数	0	0	0	0	0	
			児童数	0	0	0	0	0	
		中学校	教室数	0	0	0	0	0	
			生徒数	0	0	0	0	0	
	LD・ ADHD	小学校	教室数	1	1	1	1	1	
			児童数	17	19	25	13	14	
	言語障害	小学校	教室数	0	0	0	0	0	
			児童数	0	0	0	0	0	
	難聴	小学校	教室数	0	0	0	0	0	
			児童数	0	0	0	0	0	
	小計			教室数	1	1	1	1	1
				児童数	17	19	25	13	14
合計			学級・教室数	16	19	20	21	20	
			児童数	73	91	109	106	106	

※令和5年10月1日現在

資料：東みよし町

(2) 特別支援学校への就学状況

本町からの特別支援学校への就学状況は以下のとおりで、令和5年10月1日現在の通学者数は16人となっています。

特別支援学校の状況

種別	学校名	所在地 (市町村)	東みよし町からの在学者数(人)			
			小学部	中学部	高等部	計
	徳島県立池田支援学校	三好市	5	4	5	14
	徳島県立池田支援学校美馬分校	美馬市	-	-	2	2
	合計		5	4	7	16

※令和5年10月1日現在

資料：東みよし町

7 障がい者の雇用の現状

(1) 企業の障がい者の雇用状況

令和4年6月1日現在、徳島県内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.3%）を達成している企業は543社中333社で、達成率は61.3%となっています。

企業規模別の障害者雇用状況（徳島県内）

規模	企業数	労働者数 (人)	障害者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業	法定雇用率達成 企業の割合 (%)
45.5～99人	319	20,679.0	441.0	2.13	185	58.0
100～299人	179	28,076.5	687.0	2.45	120	67.0
300～499人	30	11,611.5	266.5	2.30	16	53.3
500人以上	15	26,874.0	646.5	2.41	12	80.3
計	543	87,241.0	2,041.0	2.34	333	61.3

※令和4年6月1日現在

資料：徳島労働局

※障害者数には、重度障害者（実人数×2）及び重度以外の障害者を含む。

※短時間（週所定労働時間20時間以上30時間未満）労働者1人は0.5人として集計

※法定雇用率は、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げられる。

(2) 町の行政機関における障がい者の雇用状況

令和5年10月1日現在、町長部局における障がい者雇用率は4.7%で、法定雇用率（2.6%）を達成しています。

町の行政機関における障がい者の雇用状況

部局	職員数(人)	対象職員数(人)	障がい者数(人)	障がい者雇用率 (%)
町長部局	149	149	7	4.7
教育委員会	18	18	1	5.6

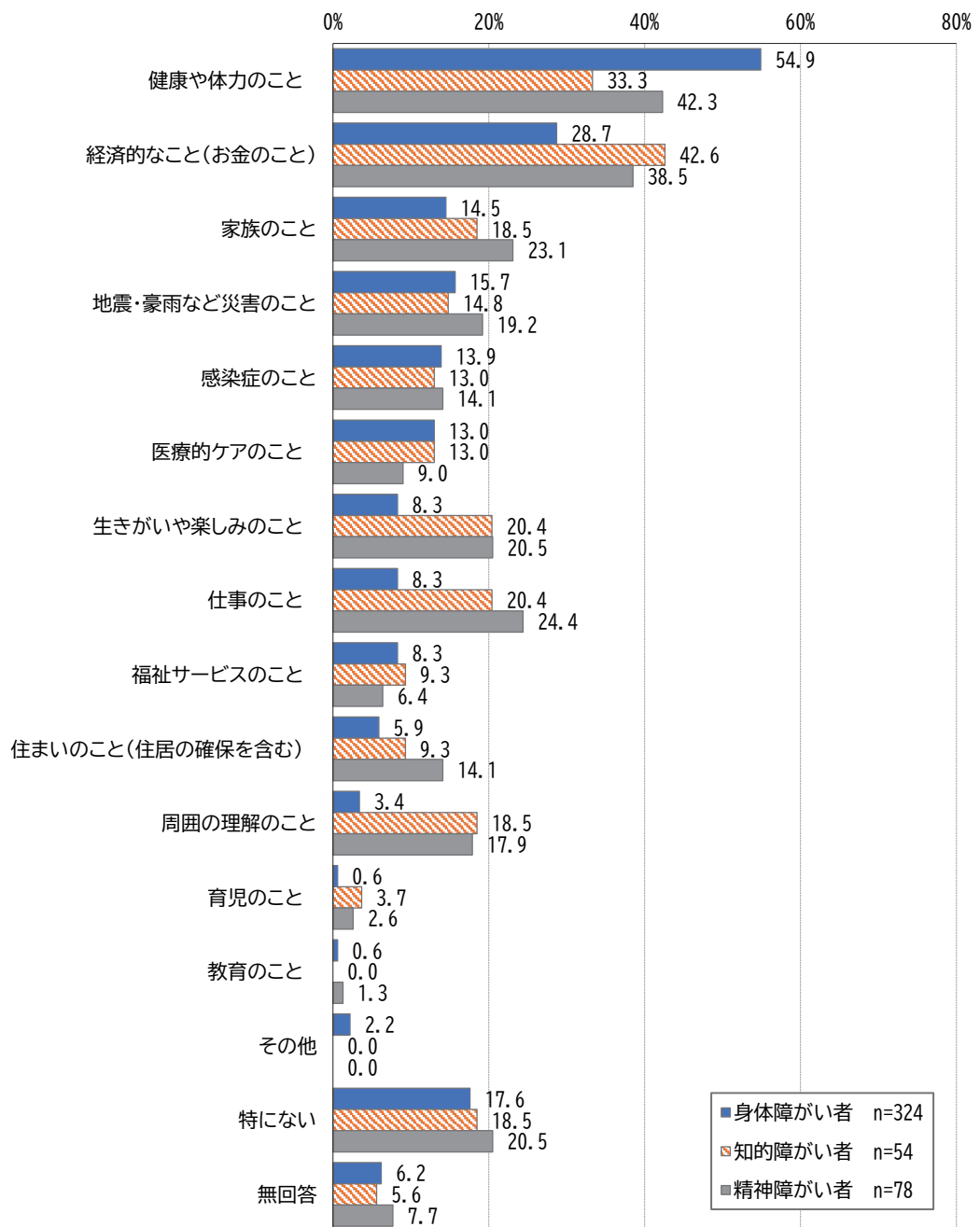
令和5年10月1日現在

資料：東みよし町

8 アンケート調査結果に見る障がい者の現状等

(1) 現在の生活で困っていること

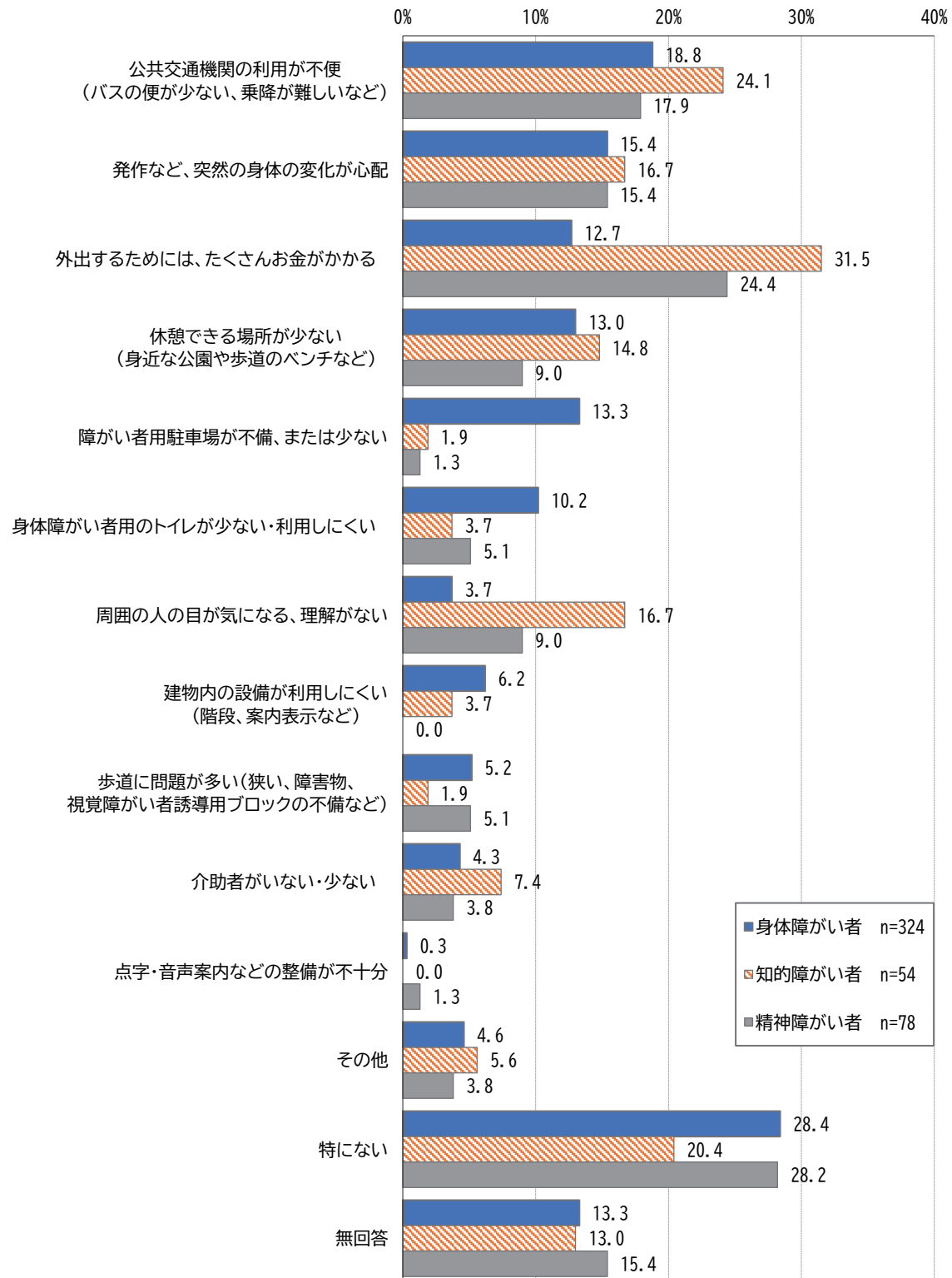
障がい種別に見ると、身体障がい者と精神障がい者については「健康や体力のこと」という回答が最も高い割合となっています（身体：54.9%、精神：42.3%）。知的障がい者については「経済的なこと（お金のこと）」（知的：42.6%）と回答した人の割合がそれぞれ最も高くなっています。また、精神障がい者では、「経済的なこと（お金のこと）」（38.5%）が2番目に高い割合となっています。



※グラフ中の「n」は、割合算出の基数となる有効回答者数を表しています（以下同じ）。

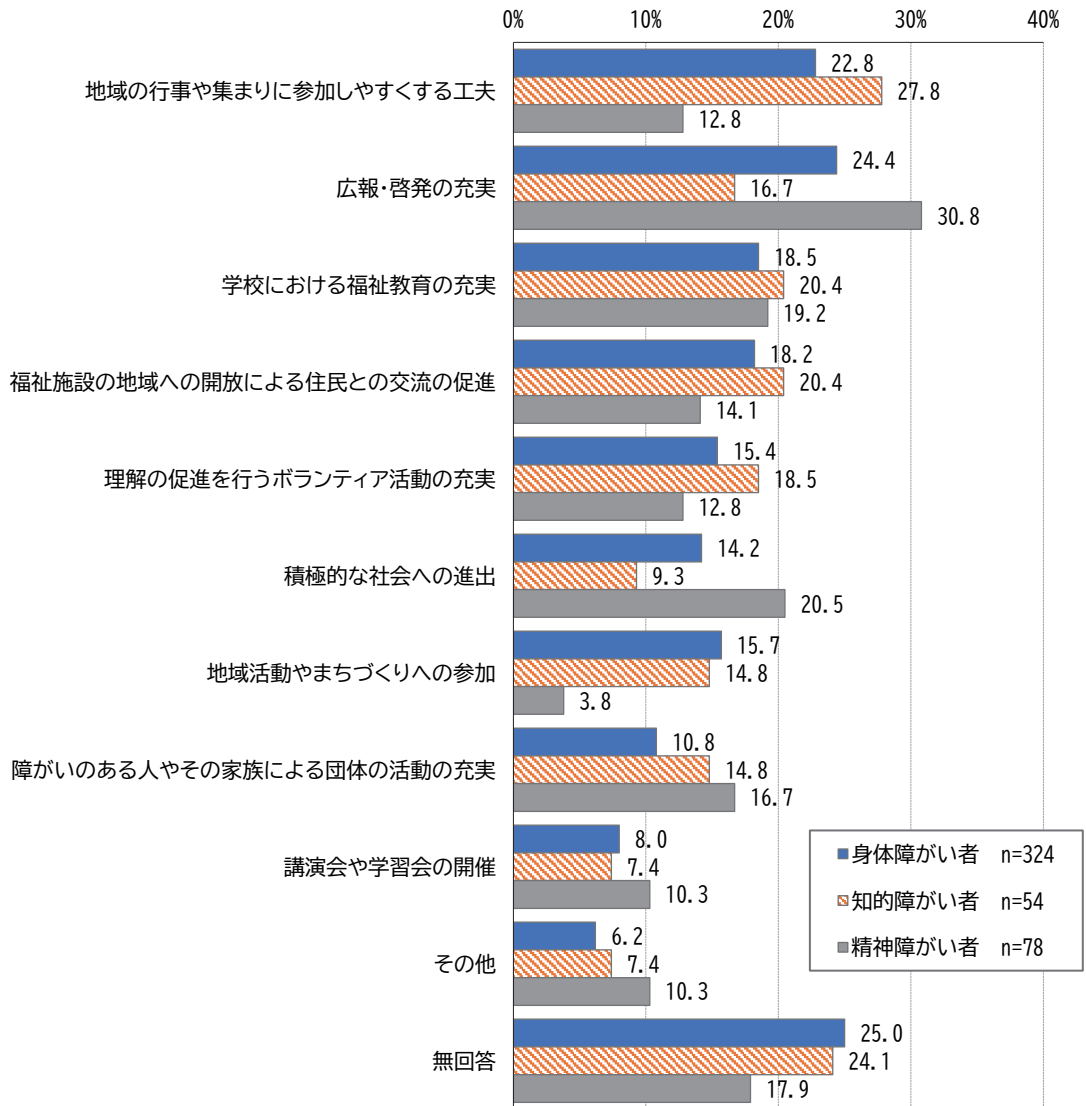
(2) 外出するとき、不便に感じたり困ったりすること

障がい種別に見ると、知的障がい者と精神障がい者については「外出するためには、たくさんお金がかかる」という回答割合（知的：31.5%、精神：24.4%）が最も高くなっています。



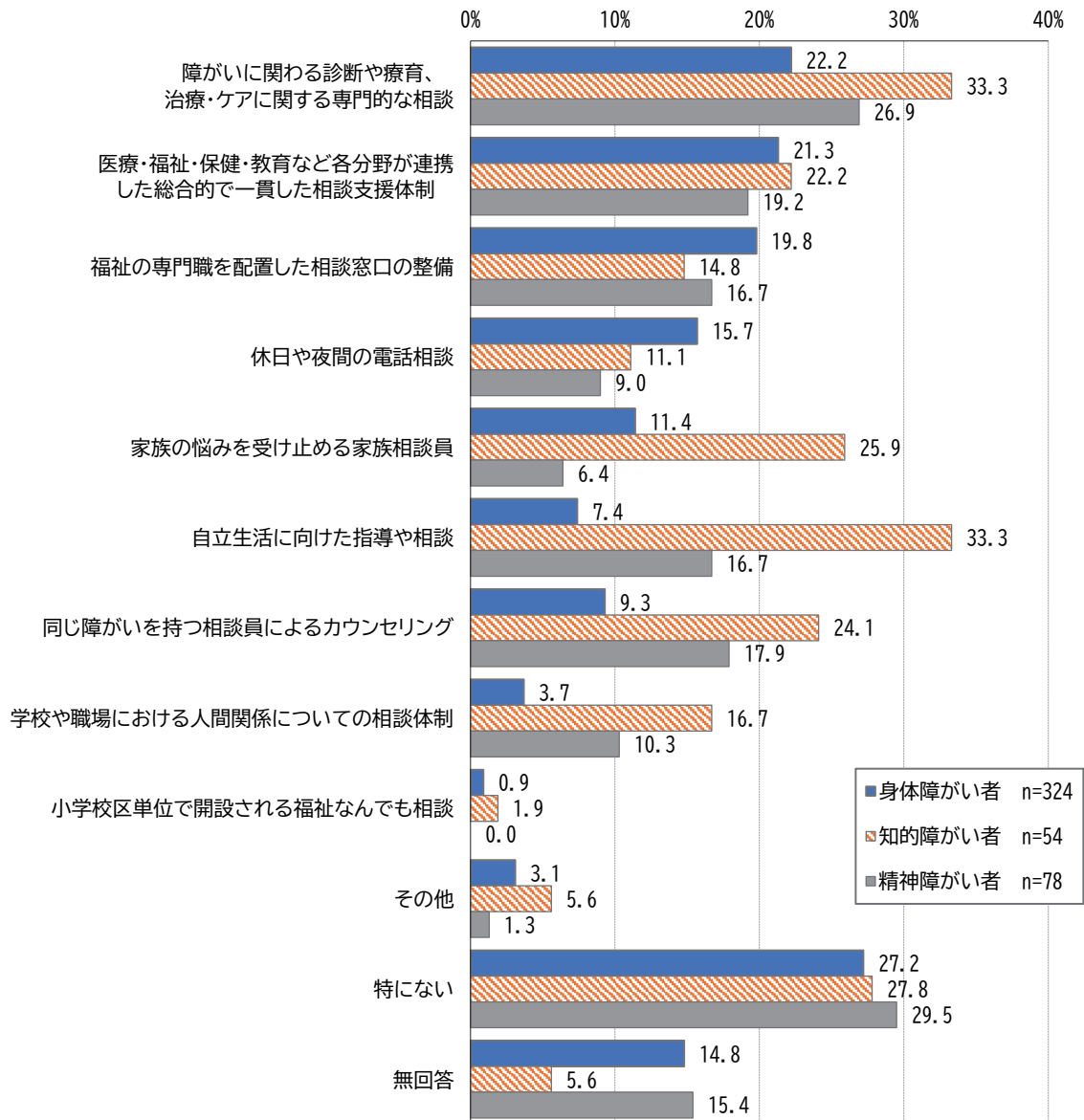
(3) 障がいや障がいのある人に対する住民の理解を深めるために必要なこと

障がい種別に見ると、身体障がい者と精神障がい者では「広報・啓発の充実」という回答割合が（身体：24.4%、精神：30.8%）と最も多くなっています。



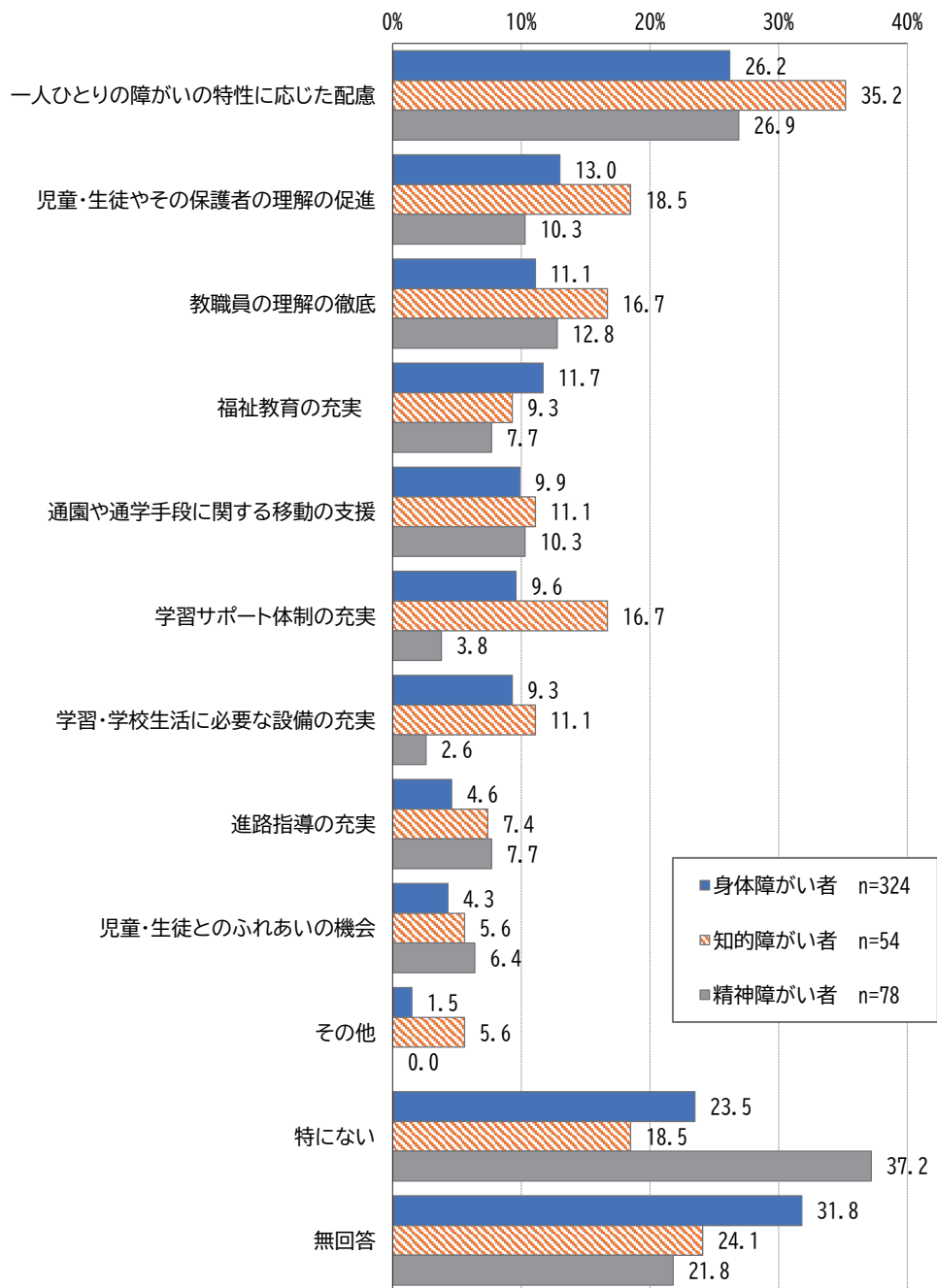
(4) 今後の相談支援体制について望むこと

障がい種別に見ると、知的障がい者では「障がいに関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」と「自立生活に向けた指導や相談」がともに 33.3%と最も高くなっており、「家族の悩みを受け止める家族相談員」に対するニーズ（25.9%）も比較的高くなっています。



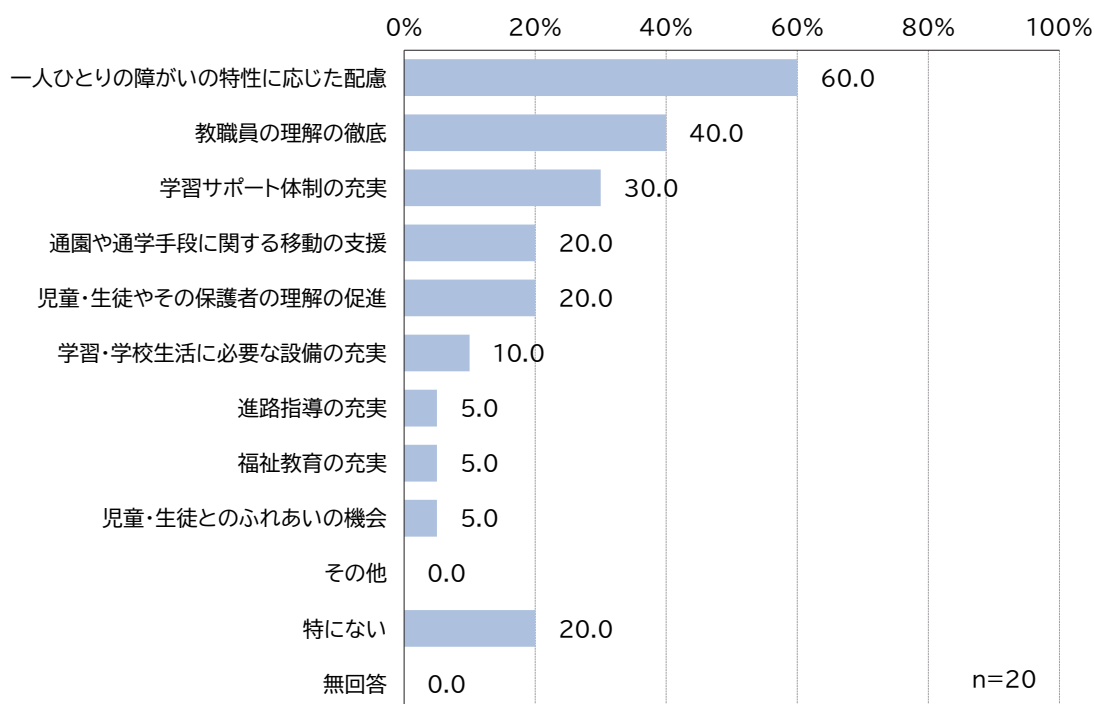
(5) 学校等での生活を送る上で必要だと思った（思っている）こと

障がい種別に見ると、知的障がい者では「一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮」（35.2%）、「児童・生徒やその保護者の理解の促進」（18.5%）、「教職員の理解の徹底」（16.7%）、「学習サポート体制の充実」（16.7%）がそれぞれ他の障がい種別に比べ高い割合となっています。



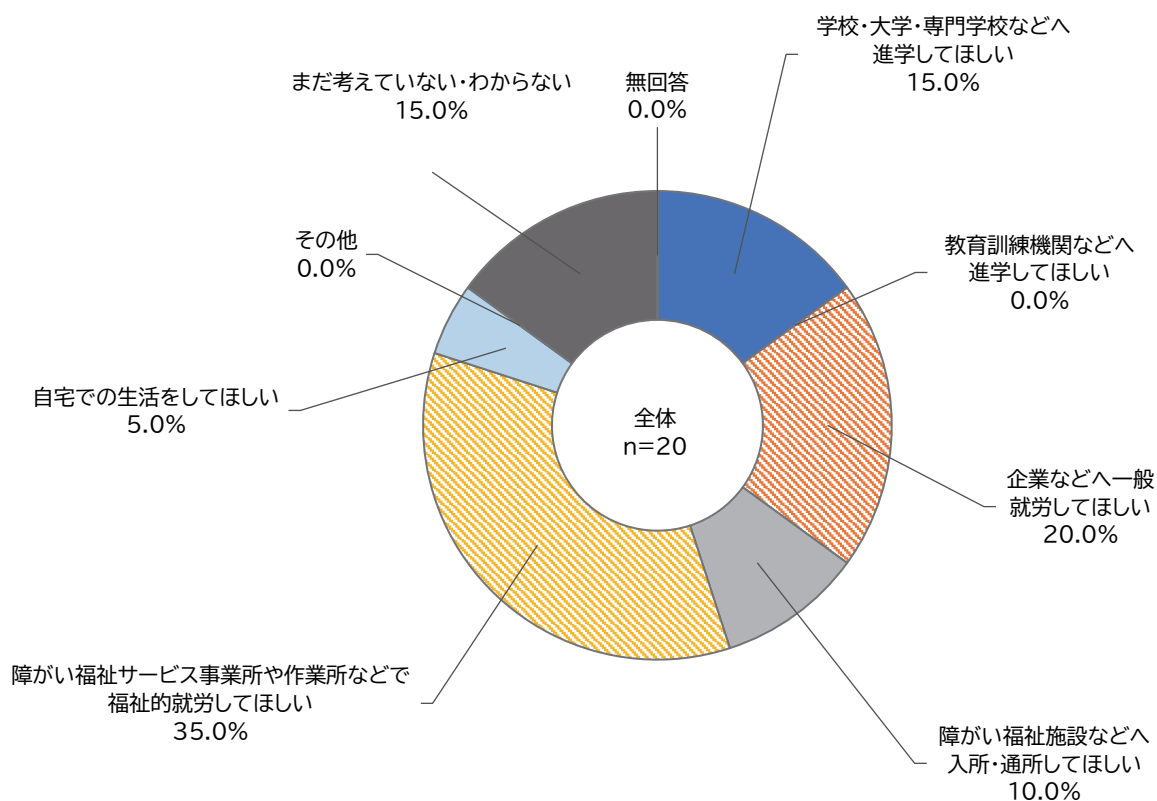
(6) 子どもが学校等での生活を送る上で必要だと思うこと（障がい児の保護者）

障がいのある子どもが保育所・幼稚園、または学校での生活を送るうえで、保護者として必要だと思うこととしては、「一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮」という回答が60.0%と最も多く、以下「教職員の理解の徹底」（40.0%）、「学習サポート体制の充実」（30.0%）と続いています。



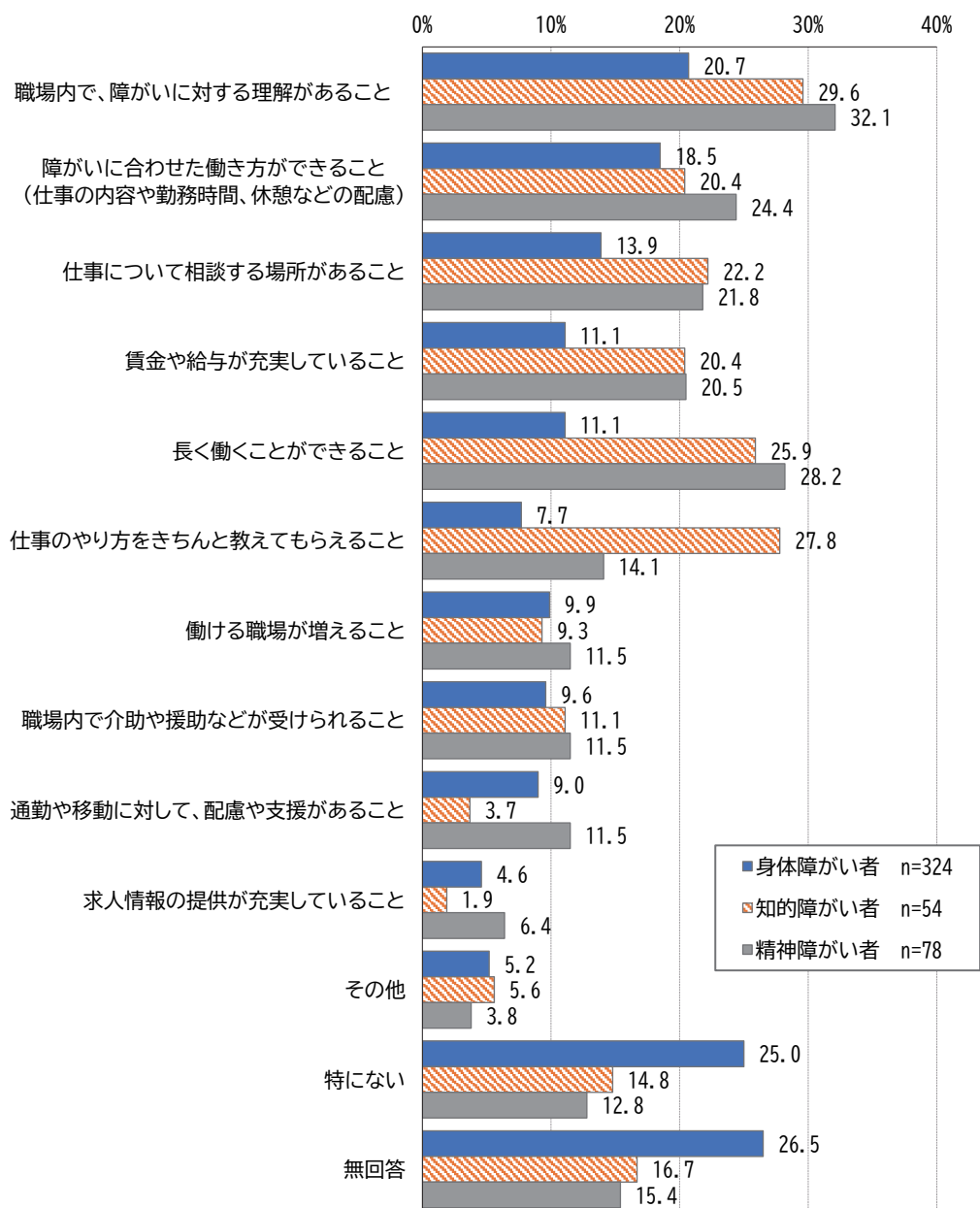
(7) 子どもの進路についての希望（障がい児の保護者）

「障がい福祉サービス事業所や作業所などで福祉的就労してほしい」が35.0%と最も多く、「企業などへ一般就労してほしい」が20.0%、「学校・大学・専門学校などへ進学してほしい」「まだ考えていない・わからない」が15.0%と続いています。



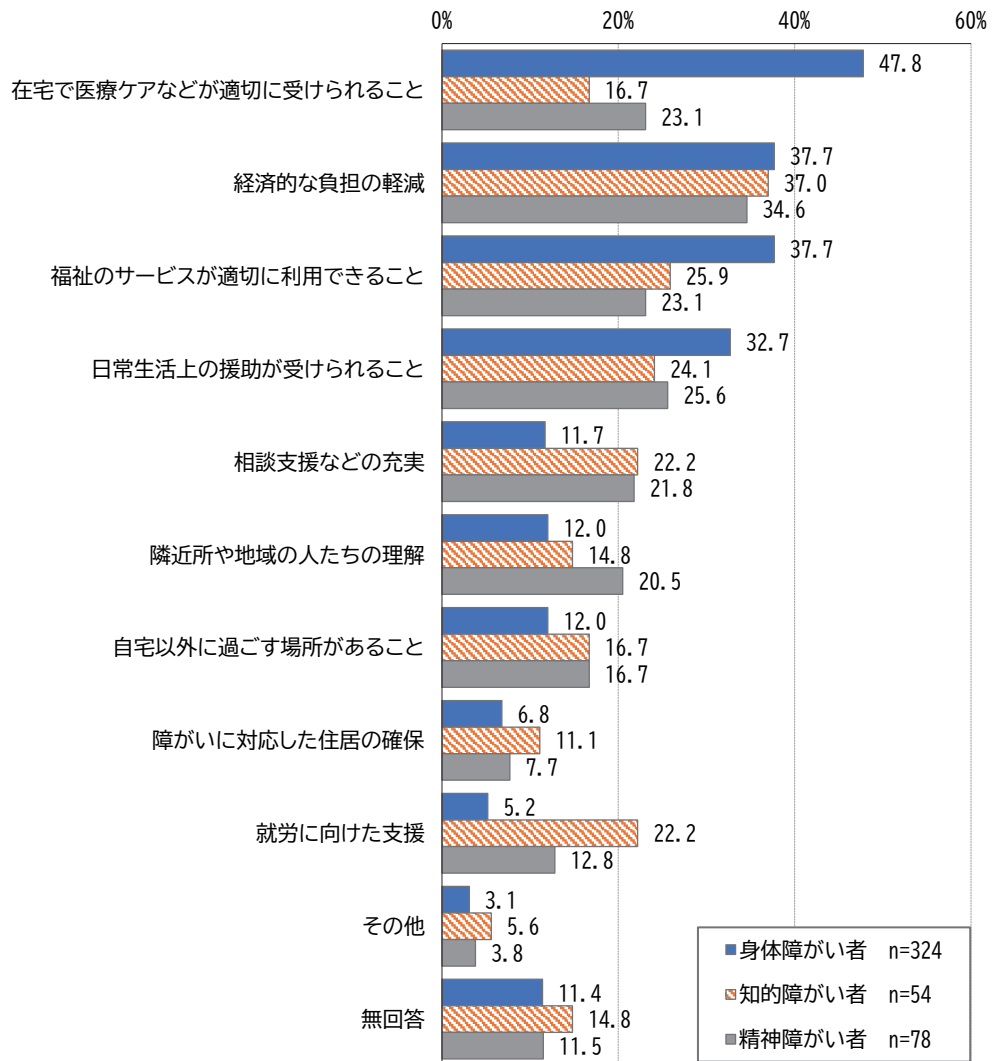
(8) 働く場合、どのような配慮を希望するか

いずれの障がい種別においても「職場内で、障がいに対する理解があること」(身体：20.7%、知的：29.6%、精神：32.1%)の回答割合が高くなっています。



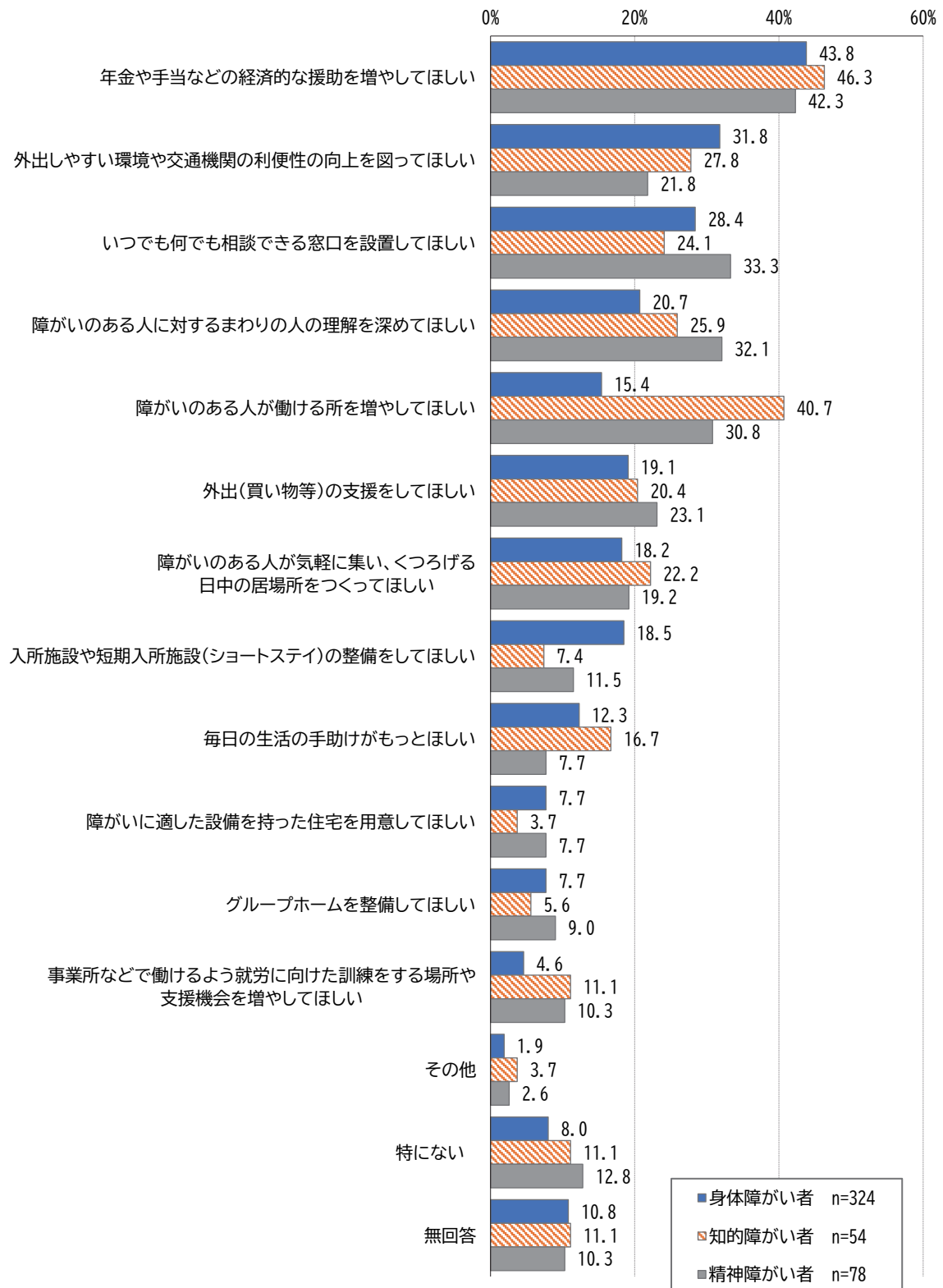
(9) 地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思うか

障がい種別に見ると、身体障がい者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」(47.8%)、知的障がい者と精神障がい者では「経済的な負担の軽減」(知的：37.0%、精神：34.6%)がそれぞれ最も高い割合となっています。



(10) 障がい者に対する支援として、どのようなことを充実すべきだと思うか

障がい種別に見ると、いずれも「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」（身体：43.8%、知的：46.3%、精神：42.3%）が最も高くなっています。



(11) 障がいのある子どもや保護者にとって暮らしやすいまちづくりのために希望すること（障がい児の保護者）

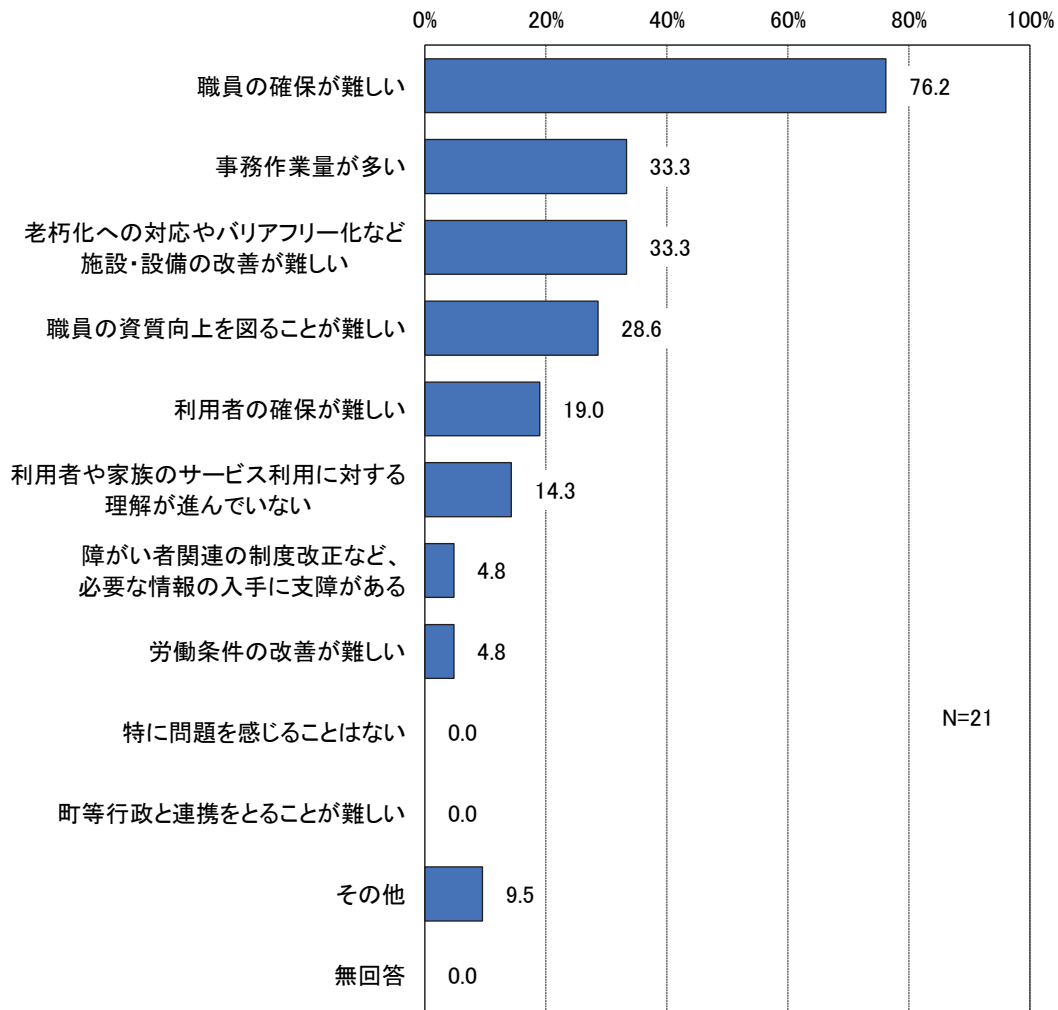
「何でも相談できる窓口を充実してほしい」が65.0%と最も多く、「個性を伸ばす保育・教育を充実してほしい」が50.0%、「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」「障がいのある人の働く場所を充実してほしい」が45.0%と続いています。



9 ヒアリング調査結果に見る事業所の現状等

(1) 円滑な事業運営を進めていく上で、問題と感ずること

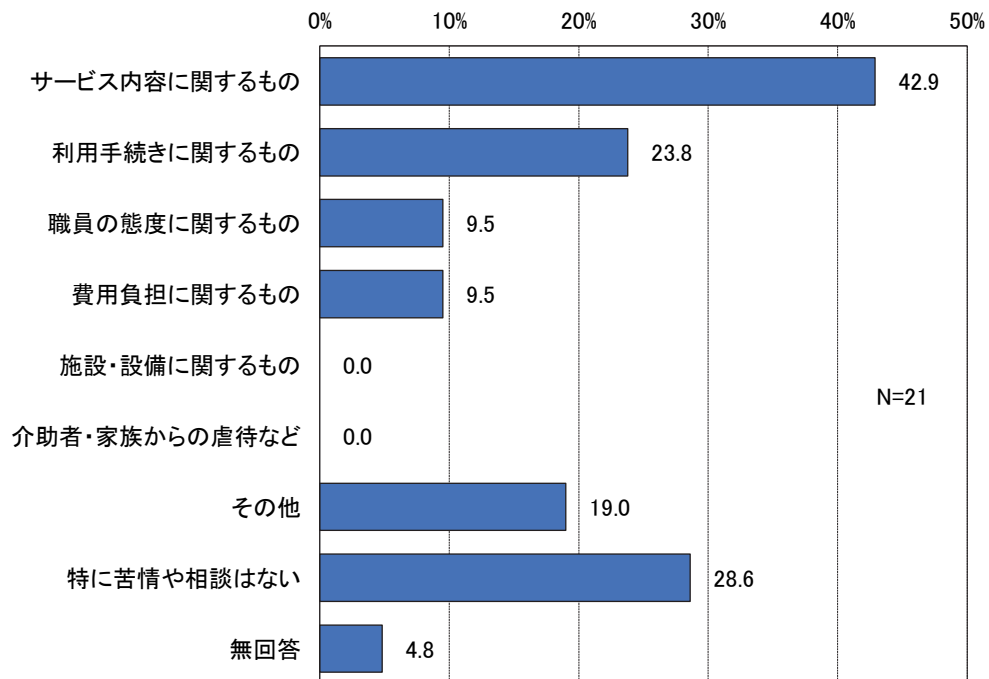
「職員の確保が難しい」という回答が 76.2%と最も多く、「事務作業量が多い」「老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい」がともに 33.3%、「職員の資質向上を図ることが難しい」が 28.6%で続いています。



(2) 利用者や家族からあげられる苦情・相談

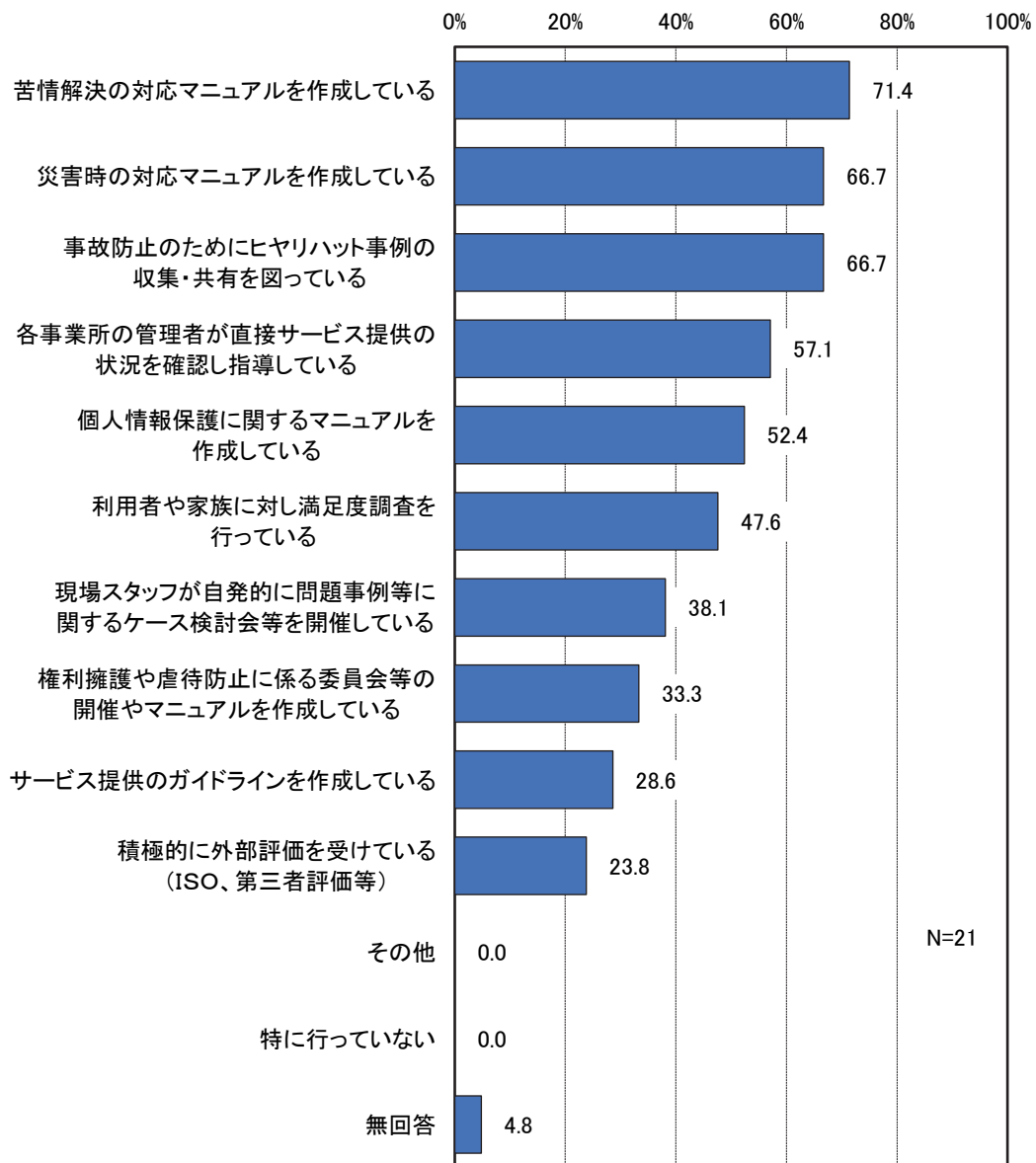
「サービス内容に関するもの」という回答が 42.9%と最も多く、次いで「利用手続きに関するもの」が 23.8%、「職員の態度に関するもの」「費用負担に関するもの」がともに 9.5%となっています。

「その他」の回答内容としては、「作業場での人間関係（相性等）」「進路相談」などがあがっています。



(3) サービスの質の向上のためにしている取り組み

「苦情解決の対応マニュアルを作成している」という回答が 71.4%と最も多く、以下、「災害時の対応マニュアルを作成している」「事故防止のためにヒヤリハット事例の収集・共有を図っている」（ともに 66.7%）、「各事業所の管理者が直接サービス提供の状況を確認し、指導している」（57.1%）、「個人情報保護に関するマニュアルを作成している」（52.4%）、「利用者や家族に対し満足度調査を行っている」（47.6%）と続いています。



(4) 町全体で不足していると思われるサービスや支援について

町全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援については、以下のような回答があがっています。移動手段も含め、移動支援の不足を指摘する意見が多くなっています。

不足しているサービスや支援	不足していると思う理由等
就労支援 共同生活援助	今後、精神障がい者を中心として長期入院者や長期入所者が地域に移行するにあたって、受け皿となる住まいの場の確保策としては、もう少しグループホームや就労支援を提供できる事業所があると良いように思います。
移動支援	利用できるヘルパー事業所が少なく、支給を受けても利用できない。
	交通手段が少ない。他科受診、役所の手続き、買い物に行くのに不便である。
	在宅生活において、生活に必要な買い物や社会参加の為の外出など、ヘルパーの派遣、利用が難しく、また交通機関が少ないので、タクシー利用となっている。介助者プラス車といったサービスがもう少し増え、柔軟に利用できればと思う。
同行援護・行動援護	利用できるヘルパー事業所が少なく、支給を受けても利用できない。
重度、重症心身障がい児の受入施設	保護者のニーズに対して、受け入れる場、環境が整えにくい。
乗り合いバス等	移動手段が少ない（本数も少ない）。
資格取得支援	色々な資格を持った人材を町内で育成する事により、この先10年、20年後の町の福祉の担い手を、町内で確保することができると考えます。
その他	サービスを利用したいけど、どこに相談したらいいかわからない人もいる。家でこもっている人、高齢者で悩んでいる方の声が聞こえてきます。
	今回のような新型ウィルス発生時等において、日中一時や、短期入所の利用ができない時に、対象児童を預けられる場所、もしくは事業所があれば、保護者は助かる、安心すると思う。
	立地条件を考慮すると、隣の三好市と不足分を相互カバーできているので、不足感を感じない。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

東みよし町障がい者基本計画では、障害者基本法や国の障害者基本計画の趣旨、理念等を踏まえて、次のように基本理念を定めます。

**障がいの有無にかかわらず等しく
基本的人権を享有し、
一人ひとりがかけがえのない個人として
尊重されるまち 東みよし町**

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、行政、当事者やその家族、支援者を含めた多くの町民、事業者等が、互いに支え合って「まちづくり」に取り組んでいく必要があります。

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまち、障がいがあるからという理由で、不合理な生活上の制約を受けることなく誰もが自分らしい生き方が選択できるまち、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し思いやることができるやさしいまちを目指します。

2 計画の基本的視点

基本理念を具現化するために、次にあげる基本目標を推進します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者及び障がい児の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施し、障がい福祉サービスのさらなる充実に向けた取り組みを推進します。

発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えます。

障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

特に、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

3 計画の基本目標

基本理念で掲げたとおり、すべての人が互いに尊重し合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、以下の6つを基本目標とします。

基本目標1 障がいに対する理解や配慮の促進

障がいのある人もない人も、ともに平等に生活し活動できるノーマライゼーション社会の実現のためには、ノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解し、障がい者に対する差別や偏見を取り除く「心のバリアフリー」が大切です。そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて、障がいや障がい者に関する正しい知識の啓発・広報活動の充実、子どもの頃からその発達の段階に応じた福祉教育、地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成等の充実を図ります。

また、障がいのある人の生活をより豊かにするために、交流及び社会参加を支援するとともに、障がい者に対する虐待の防止や差別の解消に関する施策を促進します。

基本目標2 保健・医療体制の充実

障がいの発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がい等の早期発見及び継続的な支援を充実していきます。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する住民の理解を一層深めるとともに、医療機関や精神障がい者社会復帰施設と連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

基本目標3 生活支援の充実

障がい福祉サービスは、障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのための基盤として、障がい福祉サービスの充実に努めます。

基本目標4 教育・療育環境の充実

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすためには、医療・福祉・雇用等各分野との連携のもと、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じたきめ細かな教育や療育を、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に行うことが重要です。

このため、学齢期においては、障がいのある児童生徒それぞれのニーズに対応した教育の充実を図り、自立を支援するとともに、学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できる環境づくりを推進します。

基本目標5 雇用・就労の推進

障がい者雇用に対する深い理解が生まれるよう、事業主や住民に対し、広く啓発を行います。また、障がい者の雇用・就業を促進するため、障がい者自身の就業能力を開発するとともに、各種の助成を進めます。

あわせて、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労から職場定着に至るまでの支援を行うための相談支援・生活支援の充実を図ります。

基本目標6 安心・安全なまちづくりの推進

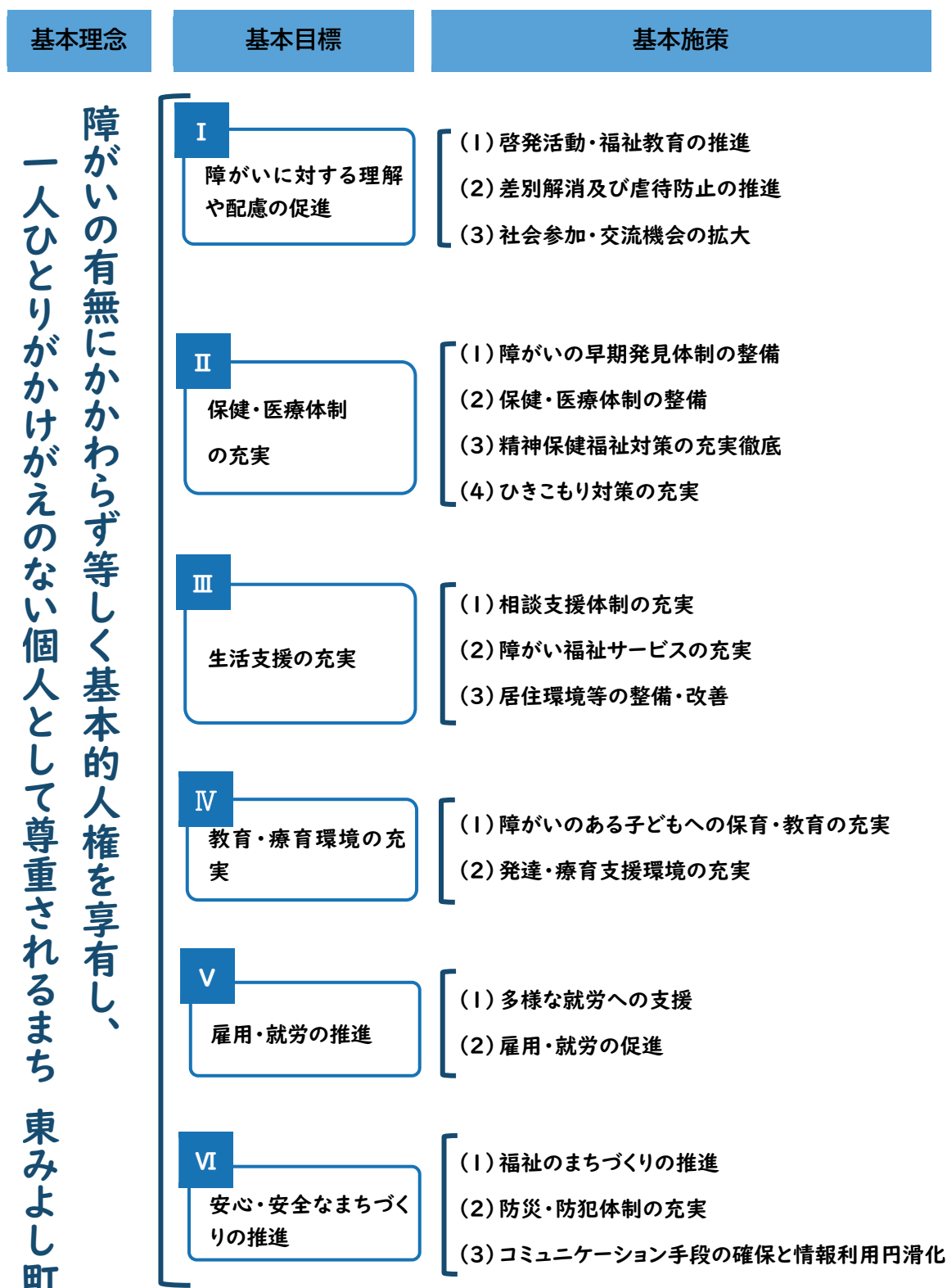
障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、障がいのある人が社会の一員としての生活を可能にする環境の整備が図られなければなりません。

障がい者に限らず、誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、建築物や道路等のハード面の整備にとどまらず、地域の人々の理解やサポートが極めて大切なことから、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを今後も推進します。

また、災害の発生に備え、障がい者や高齢者等、避難の際に支援を必要とする人を対象とした避難誘導體制等の支援制度の充実を図ります。

4 施策の体系

計画の基本理念である“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”のもと、6つの基本目標を定め総合的かつ計画的に推進します。



第4章

障がい者基本計画

基本目標1 障がいに対する理解や配慮の促進

(1) 啓発活動・福祉教育の推進

- 広報紙やホームページによる情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。
- 障がいのある人に対する差別禁止の観点から、社会的障壁の除去について配慮されるべきことや、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、子どもから大人まで、すべての住民に向けた啓発活動や人権教育等を推進します。
- 基本的人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現をめざし、ともに豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるために、小・中学校等における福祉教育の充実を図ります。

施策・事業	施策の概要
①広報等による障がい者施策に関する効果的な情報提供	○住民がわかりやすく、親しみやすい「広報紙」づくりを通じた「障がい」や「障がいのある人」に関する住民各層への啓発 ○町のホームページ（インターネット）を活用した障がい者福祉に関する情報提供や住民に対する啓発
②啓発資料の収集・作成	○「障がい」や「障がい者問題」に関する啓発資料の収集と作成
③「障害者週間」等の啓発活動の推進	○「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）等を通じた人権教育、啓発活動の推進
④障がい者関係団体による啓発活動の推進	○障がい者関係団体による主体的な住民への啓発活動の促進
⑤学校等における福祉教育の推進	○学校や幼稚園・保育所等における福祉教育の推進学校職員等に対する福祉意識啓発機会の充実
⑥生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	○生涯学習を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会の充実 ○人権啓発事業の充実 ○障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及
⑦学校における人権教育の推進	○自らが考え、実践できる基本的人権の尊重を基盤とした児童生徒の育成をめざす人権教育の推進

(2) 差別解消及び虐待防止の推進

- 障害者差別解消法の理念や県の条例の浸透を図るとともに、合理的配慮についての事例周知を進め、住民の合理的配慮の実践を促進します。
- 東みよし町虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。
- 障がいのある人への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進、虐待防止についての周知、早期発見のための関係機関との連携強化を進め、障がいのある人の権利擁護対策を充実します。
- 障がい者への差別に係る相談窓口を設置するとともに、相談情報を共有することによる紛争の防止や解決の後押しをする組織として、広域において協議会を設置します。

施策・事業	施策の概要
①虐待防止等人権に関する啓発の推進	○障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取組に関する啓発
②虐待等への的確な対応のための体制整備	○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立
③地域福祉権利擁護事業の推進	○知的障がい等判断能力が十分でない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う地域福祉権利擁護事業の推進
④権利擁護体制の確立	○障害者総合支援法に基づく本町が主体となった「地域生活支援事業」の中の「成年後見制度利用支援事業」の実施
⑤差別解消・合理的配慮・中小企業への研修等	○令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、今後、合理的配慮の提供が事業者の義務となったことをうけ、障害者政策や合理的配慮の提供等に関して理解を深める研修等を実施

(3) 社会参加・交流機会の拡大

- 障がいのある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、自分の興味やライフスタイルに応じて、学習、スポーツ、文化・芸術等を行える環境を整備します。
- 当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取組を充実します。
- 障がい者福祉施設と地元住民の日常的な交流機会を推進し、障がいのある人への理解促進を図ります。
- 障がい者が参加できる機会を増やすだけでなく、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を促進するイベント等のプログラムの実施を支援します。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	○移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業、及び自動車運転免許取得・改造助成事業の推進
②障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興	○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供 ○障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の実施 ○健康の保持や障がいの有無を問わず交流を広げることができるよう、障がいのある人を対象とした競技スポーツやニュースポーツ等の生涯スポーツの振興
③生涯学習機会の充実	○障がいのある人の社会参加を促すための生涯学習機会の充実
④障がいのある人への芸術・文化活動の提供	○障がいのある人に対して、町内の文化活動団体等の紹介や活動の普及 ○芸術・文化活動に関する情報提供の充実
⑤障がいのある人への生涯学習関連情報の提供	○障がい福祉に関する資料の収集と提供 ○障がいに配慮した図書収集と対面朗読の推進
⑥障がいのある人の生きがい活動をサポートするボランティアの育成	○障がいのある人の講演会、観劇、音楽会、公民館活動等様々な文化活動への参加が広がるようサポートするボランティアの育成
⑦ボランティア活動を通じた地域住民との交流	○障害者総合支援法に基づく本町が実施主体となった地域生活支援事業として「自発的活動支援事業」の実施

基本目標 2 保健・医療体制の充実

(1) 障がいの早期発見体制の整備

- 障がいの早期発見と早期対応のため、新生児や乳幼児への健康診査を行うとともに、保育所・認定こども園・幼稚園・児童クラブ等の子どもの成長を見守る施設における支援機能を強化し、医療機関とも連携しながら早期対応を図ります。
- 育児に悩む保護者の相談に対応するとともに、子どもの特性を保護者自身が理解し、子どもにあった育児を行うことができるよう、主に3歳児健康診査後に、育児相談・発達相談・発達検査につなげる取組を今後も推進します。
- 今後も、住み慣れた地域で、健康に暮らし続けられるよう、健康づくりについての普及啓発や、相談対応等の充実を図るとともに、中途障がいの原因となっている生活習慣病の重症化の予防や成人・高齢者保健対策においても一次予防に重点をおいた取組を進めます。

施策・事業	施策の概要
①妊産婦健診や母子保健事業の充実	○妊産婦と胎児の健康のための妊産婦健診や健康相談、訪問指導の推進 ○乳幼児期における成長発達への不安に対する対応、健康診査を通じての障がいの発見、保健指導の充実
②生活習慣病の予防強化	○障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果に基づく予防活動の充実 ○特定健康診査実施計画の推進による生活習慣病の予防強化
③家庭訪問による保健指導の充実	○障がいのために日常生活等に困難を感じている精神障がい者や重度身体障がい者に対する家庭訪問等による保健指導の充実

(2) 保健・医療体制の整備

- 障がいのある人が相談から治療、訓練に至るまで一貫した保健・医療・福祉サービスが受けられるよう、医師会や歯科医師会、薬剤師会との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。
- 健康保持と経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、制度の周知を図ります。
- 地域にある様々な医療機関との連携を図り、医療と福祉や教育等の施策について総合的に支援します。

施策・事業	施策の概要
①在宅の難病患者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅での療養生活を続ける難病患者等の生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付の継続 ○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導等のきめ細かな支援体制の整備
②健康の保持・増進への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「特定健康診査等実施計画」に基づく生活習慣病予防の化（40歳以上） ○30歳代の健康診査の実施 ○各種検診の受診拡大と要指導者の事後指導の充実 ○脳血管疾患・心疾患・腎疾患の早期発見、重症化予防 ○訪問指導の充実 ○高齢障がい者に対する地域支援事業（介護保険制度）を通じた介護予防の推進
③障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が必要な医療を身近で利用しやすい受診環境の充実 ○障がいのある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発
④医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給
⑤在宅医療生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービス等の支援関係機関や福祉の連携強化 ○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化
⑥リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練の充実

(3) 精神保健福祉対策の充実徹底

- 心の健康づくりを支援するとともに、心の不調に気づき、早期相談・早期治療を支援します。
- 精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する住民の関心と理解を深めるため、講演会や広報紙等で正しい知識の普及を図ります。
- 精神障がいのある本人等に対して、社会参加を促進し、地域の中で安心して生活ができるよう積極的に支援します。
- 精神障がいのある人の家族等に対して、精神科疾患に関する知識や社会資源の活用等について学習する機会を設けます。

施策・事業	施策の概要
①相談事業の充実	○精神保健相談「こころの相談」をはじめとする、住民に対する心の健康の保持・増進のための相談を充実 ○思春期や壮年期等、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業の推進
②ピアサポーターの養成・充実	○地域で生活している精神障がい者をピアサポーターとして養成し、保健所や事業所、精神科病院等の相談会へ派遣
③関係者による協議の場の設置	○精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場を、地域移行支援部会を活用して設置
④普及・啓発	○精神障がいのある本人や家族が、安心して生活ができるよう、偏見や差別をなくすための普及・啓発の推進



(4) ひきこもり対策の充実

- 本人が心の健康を取り戻し、地域社会の中で新たな自分のあり方を見つけていけるよう支援します。
- 自宅以外に安心できる自分の居場所を見つけ、人との交流の場を見つけ、学ぶ場や働く場、社会に貢献する場を見つけていけるよう支援します。同時に、家族自身も自らが望む生活を実現していけるよう支援します。

施策・事業	施策の概要
①相談事業の充実	○平成28(2016)年度から実施している相談支援事業を充実するとともに、相談窓口の周知を図ることで、相談者の増加を促進
②ひきこもりサポーター派遣事業の創設	○ひきこもりサポーター派遣事業の創設により、家庭訪問やメールでの連絡等、新たなサポート体制を整備し、本人や家族への支援を充実
③居場所の確保	○地域にある空き教室や空き店舗等を利用して、ひきこもり状態にある人の居場所を確保
④家族への支援	○家族教室等を実施し、本人への対応の仕方を学習してもらうとともに、家族同士の交流を図ることで自分自身の生活を見直し、穏やかな生活が送れるよう支援
⑤理解促進のための環境整備	○民生委員・児童委員やボランティア等の関係者に対して研修会等を実施することで、地域の中での理解者を増やし、本人や家族が偏見等で傷つくことなく生活できるよう、地域全体の環境整備を推進



基本目標 3 生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

- 障がいのある人の自己決定を尊重し、地域で生活する障がいのある人を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要であるため、各相談機関の役割分担を明確にし、相談しやすく連携のとれた相談支援体制の構築を図ります。
- 障がいのある子どもに対する療育・保育・教育は、子ども一人ひとりの特性や発達に応じたものとし、それぞれの移行において谷間をつくらないように、引き継ぎや連携を進めながら、一貫した相談支援体制を強化します。
- 難病患者は、平成 25 年に施行された障害者総合支援法で、障害者手帳等を取得できない場合でも障がい福祉サービスを受けられるようになったことから、一層の周知説明を行い、円滑にサービスが受けられるように努めます。
- 相談員との連携を強化し、障がいのある人（難病患者を含む）が安心して生活できるよう、一貫したサービスの提供に努めます。

施策・事業	施策の概要
①ワンストップサービスと総合的な相談ネットワークの構築	○多岐にわたる障がい者の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、ワンストップサービスをめざした関係各課の連携体制の確保 ○社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所等多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくり
②障害者総合支援法に基づく相談支援事業の推進	○障害者総合支援法に基づく、本町が実施主体となった地域生活支援事業の中の「相談支援事業」について、障がい者の利用ニーズ等を踏まえた事業の実施
③身体障がい者相談員・知的障がい者相談員活動の充実	○障がいのある人（難病患者を含む）やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる身体障がい者相談員や知的障がい者相談員による相談活動の充実
④民生委員・児童委員の相談活動の充実	○障がいのある人等援助を必要とする人に対する相談・指導・助言等個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実
⑤就学・教育相談体制の充実	○保健・福祉、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化

(2) 障がい福祉サービスの充実

- 支援が必要な人が、その人にとって必要なサービスに円滑に結びつくよう、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づき、状況に応じて事業所の整備を促進し、障がいのある人や難病患者、またその家族に対する情報提供と利用に向けた支援を行います。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、障がい福祉サービスのみならず、介護保険事業や高齢者福祉事業との連携を図り、複数の支援やサービスを受けるなど、利用者本位の環境づくりに努めます。
- 障がいのある人やその家族の心身の負担軽減、家庭や地域での孤立を防止するため、相談支援体制の充実や必要なサービスの利用促進を図ります。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	○障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」の障がい程度区分に応じたサービスの提供
②障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	○障害者総合支援法により本町が実施主体となった「地域生活支援事業」について障がいのある人の利用ニーズ等を踏まえた事業実施 ○「相談支援事業」「意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記等）」「日常生活用具給付・貸与事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」及びその他任意事業
③障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	○障害者総合支援法に基づく日中活動の場を確保するため、事業者等によるサービスの提供
④日中一時の支援	○障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の「日中一時支援事業」の実施

(3) 居住環境等の整備・改善

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、高齢者のみならず、障がいのある人も含めた対象の拡大をめざします。
- 地域生活への移行が進められる中、障がいのある方の自立した生活が可能となるよう、今後も計画的に共同生活援助（グループホーム）の整備を支援します。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実	○障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、福祉ホーム等障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保
②一般住宅の確保の支援	○障害者総合支援法に基づく本町が実施主体となった地域生活支援事業として、「住宅入居等支援事業（住居サポート事業）」の実施の検討 ○町営住宅への障がいのある世帯の優先入居等、本町の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保
③住宅改造の支援	○障がいのある人が暮らしやすいよう住宅改造にあたっての相談の充実、費用負担への支援



(4) 各種制度の活用

- 障害基礎年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当等について、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めます。
- 生活に困窮する障がいのある人や家族に対し、生活保護に至るまでの段階で相談を受け、就労支援を行います。また、本人の希望や状況にあわせて、生活困窮者自立支援法による就労支援準備事業や生活保護法による被保護者就労支援事業の利用につなげます。
- 障がいのある人が日常生活を送るうえで、ボランティアによる手助けや地域の見守り等、公的なサービス以外の部分での支援が重要であり、本町との連携のもと、障がい者関係団体に対し適切な支援を進めます。

施策・事業	施策の概要
①発達障がいのある人への総合的な生活支援	○発達障害者支援法を踏まえ、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策の実施
②ボランティアの育成	○ボランティアに関する相談や研修機会の充実等ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実の促進 ○今後、特に支援が求められる知的障がいや精神障がいのある人の支援のためのボランティアの育成・支援
③ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	○町や社会福祉協議会の広報等多様な媒体を活用したボランティア活動に関する住民への情報提供の充実 ○ボランティア相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化の促進
④住民各層のボランティア活動への参加促進	○住民各層のボランティア活動への参加を図るためのボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実 ○各種ボランティア講座の受講者のボランティア人材バンクによる登録や活動への参加、自主的な活動の立ち上げ等の支援
⑤地域の様々な社会資源の有効活用	○町内各地域の様々な公共施設や空き店舗・空き施設等、障がいのある人やボランティア活動拠点としての社会資源の有効活用 ○地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する住民の活用等、福祉人材の確保

施策・事業	施策の概要
⑥各種減免制度の周知と利用促進	○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免等のほか、JR 旅客・バス・航空運賃、タクシー料金、有料道路料金、NHK放送受信料、携帯電話基本使用料等の各種割引・減免制度の周知・普及
⑦生活福祉資金貸付の推進	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に属する世帯への生活福祉資金の貸付け

基本目標4 教育・療育環境の充実

(1) 障がいのある子どもへの保育・教育の充実

- 保育所・認定こども園・児童クラブ等では、今後も障がい児の受入を継続し、障がい児に対応できる保育士の確保に努めます。また、障がいのある児童とない児童がともに生活する統合保育を行い、お互いを理解しあい、育ちあうことができるよう保育の充実に努めます。
- 子どもが学校生活において、自分らしさや良さが発揮できるよう一人ひとりの障がいや特性に応じた指導・支援及び環境の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの施策を考えていく中で、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、重層的な支援につながるよう、ライフステージを通じた情報の共有化を検討します。
- 卒業後、障がいの特性に応じた地域生活、就労等への円滑な移行を推進するため、特別支援学校中学部、高等部等での進路決定過程の早い段階において、福祉、就労等関係機関の協力を得る支援体制の充実に努めます。
- 保育・教育にかかわるすべての人の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、正しい理解のもと適切な支援が行える体制を整備します。

施策・事業	施策の概要
①放課後等デイサービスの充実	○障害者総合支援法に基づく「放課後等デイサービス」として、心身に障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な指導
②保育所・認定こども園・児童クラブ等における障がいのある子どもの受入体制の充実	○保育所や認定こども園・児童クラブを中心とした、障がいのある子どもの状態に応じた受入体制の充実
③障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	○特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の配慮
④特別支援教育の推進	○通常の学校に在籍するLD（学習障がい）や ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいにより、特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援

施策・事業	施策の概要
⑤学校教育における障がい者理解の推進	○障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもの連帯感を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため養護学校等の児童生徒との交流教育の推進 ○副読本の活用やボランティア体験等、学校教育における障がい者問題に関する学習機会の充実
⑥「障がい」に関する関係職員研修の充実	○発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるために関係職員に対する研修の充実

(2) 発達・療育支援環境の充実

- 障がいのある子ども及びその家族に対する専門的療育や相談を、地域の中で総合的に展開できるよう、専門相談機関の相談体制や療育体制の整備・充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする子どもや重症心身障がい児のための療育の場について、広域を含め、医療機関と調整を図りながら検討します。

施策・事業	施策の概要
①早期療育体制の充実	○発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応 ○障がいの早期発見のための保健、福祉、学校等の連携強化

基本目標5 雇用・就労の推進

(1) 多様な就労への支援

- 障がいのある人が意欲と能力に応じて働けるという観点に立って、一般就労に向けた支援を行う事業所や、就労が困難な人が日中活動や社会参加を行える、多様な就労の場の確保に努めます。
- 一般就労が困難な障がい者に対して、福祉的就労の機会の提供に努めます。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）に基づき、可能な限り障がい者就労施設等からの物品の調達に努めるとともに、生産された製品の紹介や販売拠点の設置支援を進めます。

施策・事業	施策の概要
①公的機関における雇用拡大の推進	○役場等の公的機関における障がいのある人の雇用の拡大
②障がい者雇用を推進する人材の育成・活用	○仕事の開拓、就業継続支援の人材として、ジョブコーチ等の就労支援人材の育成と活用
③地域活動支援センターの設置	○広域を含めた地域活動支援センターの設置の検討



(2) 雇用・就労の促進

- 行政、民間ともに障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで、就労を支援するシステムを構築し、就労に向けた支援に努めます。
- 就労移行支援事業者や就労定着支援事業者との協力により、障がいのある人の職場定着に向けた支援を推進します。
- 町において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用率を下回ることはないよう、引き続き障がいのある人の採用に向けた取組を実施します。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	○障害者総合支援法に基づく「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」及び「共同生活援助（グループホーム）」の提供
②障がい者就業支援システムの構築	○「自立支援協議会」において障がいのある人の就労について雇用促進ワーキングを設置し、広い見地から具体的な施策の検討
③障がい者雇用の拡大のための事業所等に対する啓発の推進	○公共職業安定所や県、産業団体等との連携を図りながら、知的障がいや精神障がいを含めた障がいのある人の雇用拡大のための事業主や従業員への啓発の推進
④就労に関する情報提供等	○就労に関する情報や技術習得機会の提供 ○在宅ワークへの支援



基本目標6 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

- 住民、民間企業等の理解や協力を得ながら、「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」をめざした「福祉のまちづくり」の整備を進めます。
- 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の拡充を図れるように、活動を展開できる体制づくりを支援します。

施策・事業	施策の概要
①地域福祉計画の策定	○住民の福祉の心を醸成していくとともに、社会福祉協議会を中心に民生委員・児童委員、各種福祉団体等の重層的な活動を計画的に促進するための地域福祉計画の策定
②地域の見守り・支え合い活動の促進	○地域の住民、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、自治会等による福祉活動の充実とネットワーク化
③住民、事業者、ボランティア・NPO等の連携強化	○住民、事業者、ボランティア及び町・社会福祉協議会等の連携、協力による地域福祉活動の推進
④公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	○障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公的住宅、公的施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化の推進
⑤安全な道路交通環境や公園の整備	○障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備 ○公園や観光施設のバリアフリー化の推進と障がいのある人が利用しやすいトイレの設置
⑥民間建築物の整備改善の促進	○不特定多数の住民が利用する商業施設や金融機関、病院等の民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進

(2) 防災・防犯体制の充実

- 障がいのある人等、要配慮者への支援を実施するとともに、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制の構築に努めます。
- 災害による被害を最小限に食い止めるため、平常時から、地域住民と連携した防災訓練を実施するとともに、防災講座等を通じて、防災知識の普及啓発を図ります。
- 一般避難所生活において、特に配慮すべき要配慮者のために2次的に開設される「福祉避難所」で要配慮者が安心して生活できるよう、関係機関とともに取り組みます。
- 住民の自主防犯活動を支援するとともに、警察・防犯協会等の関係団体との連携を一層強化し、犯罪の少ない安心・安全なまちづくりを推進します。
- 障がいのある人やその家族等に対し、悪質商法等の被害の未然防止、早期発見、拡大防止のための情報の提供、啓発活動を行います。

施策・事業	施策の概要
①地域防災計画の推進	○「東みよし町地域防災計画」等に基づく、障がい者を含む避難行動要支援者の把握、予防対策、支援体制の確立、福祉施設等の予防対策、情報伝達・避難誘導・避難経路・避難場所対策、防火対策等の充実、要配慮者対策の啓発・普及
②緊急通報システムの充実	○火災・災害時及び緊急事故発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための避難行動要支援者情報ネットワークの充実強化、平常時の要配慮者情報の共有化
③要配慮者支援体制及び地域防災体制等の確立	○「東みよし町地域防災計画」で規定される「避難行動要支援者支援対策計画」に基づく支援体制、防火・防災体制の確立、防災ボランティアの育成、自治会等地域での支援体制づくり等
④地域防犯体制の確立	○地域における障がいのある人の防犯意識の普及・啓発

(3) コミュニケーション手段の確保と情報利用円滑化

- 生活のあらゆる場面で情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、障がいのある人が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じた確かな情報保障を推進するための環境を整備します。
- 障がいのある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、コミュニケーション支援等の充実を図り、社会参加を促進します。

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づく「意思疎通支援事業」の実施	○障害者総合支援法に基づく本町が実施主体となった地域生活支援事業として「意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記等）」の実施
②情報バリアフリー化の推進	○視覚障がい者を対象とした IT 講習の実施 ○インターネット等の情報媒体を気軽に利用できるよう、障がいのある人のパソコン操作等の支援を行う「IT ボランティア」の養成
③「声の広報」の推進	○障害者総合支援法に基づく本町が実施主体となった地域生活支援事業として「声の広報等発行事業」による視覚障がいのある人に配慮した「広報東みよし」の声の広報による情報提供の充実 ○社協だよりの声の広報による情報提供の充実
④「広報東みよし」等の充実	○障がいのある人にかかわるサービスや制度に関する情報提供の充実 ○行政状況にとどまらず、障がいのある人の生活に役立つ情報提供の実施
⑤町のホームページの充実	○利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫等 ○アクセシビリティの向上を図ったホームページによる情報提供の充実
⑥窓口サービスの充実	○手話通訳のできる人材の育成による、障がいのある人への住民サービスの充実 ○窓口案内に「耳マーク」（耳が不自由であることを表すマーク）を表示し、筆談サービスを実施するなど、それぞれの障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実

第5章

成果目標と
サービス事業量の見込み

1 令和8年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本町の実情を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【施設入所者の地域生活への移行の目標】

項目	目標	備考
基準値（令和4年度入所者数）	31人	
入所施設からの地域移行	2人	令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
令和8年度末の入所者数	32人	令和8年度末の入所者数
施設入所者削減数	2人	令和4年度末時点（31人）からの入所者数削減見込数

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備に向けて、精神障がいのある人や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた人等の日常生活圏域を基本として、障がい保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。

- ・ 取り組みの趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定する。

項目	数値
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325日以上
精神病床における令和8年（2026）年度の入院後3か月時点の退院率	68.9%以上
精神病床における令和8年（2026）年度の入院後6か月時点の退院率	84.5%以上
精神病床における令和8年（2026）年度の入院後1年時点の退院率	91.0%以上
精神病床における令和8年（2026）年度末の1年以上長期入院者数	国の推計式により設定

【本町の目標値の考え方と取り組み】

- ◆ 精神障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉などの支援者の連携による支援体制づくりに取り組みます。

- ・ 精神障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

<精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進連絡会>

項目	実績目標					
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催	無	有	有	有	有	有

(3) 地域生活支援の充実

国の
基本指針

- 令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- 令和8年度末までに強度行動障がいをもつ者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本町の目標値の考え方と取り組み】

◆障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制を構築します。
- ・相談支援事業所と障がい者相談支援センターとの連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・地域生活支援拠点等検証委員会において、支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行います。
- ・強度行動障がいを有する者への支援体制として、障がい者自立支援協議会に強度行動障がい支援ワーキングを設置し、実態調査や支援体制の検討を行います。

【地域生活支援の充実の目標】

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
コーディネーターの配置人数	3人	3人	3人
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた 検証及び検討の年間実施回数	6回	6回	6回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 各事業の趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定する。
- 就労移行支援については、令和3年度実績の1.31倍以上
- 就労継続支援A型は令和3年度実績の1.29倍以上
- 就労継続支援B型は令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【本町の目標値の考え方と取り組み】

- ◆ 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
 - ◆ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
 - ◆ 一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。
-
- ・ 企業を対象とした障害者雇用支援セミナーや障害者雇用を検討又は実施しようとしている企業が円滑な障害者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障害者雇用の促進を図ります。
 - ・ 障害者雇用における法定雇用率が令和6（2024）年4月以降段階的に引き上げられます。民間企業の法定雇用率は令和6（2024）年4月に2.5%、令和8（2026）年7月に2.7%に引き上げられます。また、障がいのある人を雇用しなければならない対象事業主の範囲は、令和6（2024）年4月に40.0人以上、令和8（2026）年7月に37.5人以上になります。その他、障害者雇用における算定方法の変更や障害者雇用のための事業主支援強化などにより、企業の雇用意欲は引き続き強まるものと推測されます。

【就労支援施設等から一般就労への移行等の目標】

項目	目標 令和8年度 (2026)	備考
一般就労への移行者数	4人	令和3年度実績(人)の1.37倍
うち就労移行支援利用者	4人	令和3年度実績(人)の1.31倍
うち就労継続支援A型利用者	0人	令和3年度実績(人)の2.07倍
うち就労継続支援B型利用者	0人	令和3年度実績(人)の2.16倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	1事業所	一般就労移行率が5割以上の一般就労移行支援事業所が全体の5割
就労定着支援事業の利用者数	6人	令和3年度末実績(人)の1.42倍
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	25%	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針

令和8年度末までに

- 児童発達支援センターを1か所以上設置する。
- 障害児の地域社会への参加包容（インクルージョン）の推進体制を構築する。
- 難聴児支援の中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取り組みを進めることを基本とする。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を1か所以上設置する。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。
- 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【本町の目標値の考え方と取り組み】

- ◆障がいのあるこどもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- ◆各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。
- ・児童発達支援センターを継続して設置します。
- ・新生児聴覚検査から療育につなげるため、聴覚検査の結果を担当保健師と情報共有し、保健師による指導援助等を行います。
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を維持します。
- ・医療的ケア児等の支援について関係機関の連携を図るため、医療的ケア児等支援協議会を継続して設置します。
- ・医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを引き続き配置します。
- ・医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他の支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。
- ・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置します。

活動指標（圏域）	第5期 （実績）	第6期（見込み）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター箇所数（か所）	1	1	1	1
保育所等訪問支援実施箇所数（か所）	1	1	1	1
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数（か所）	1	1	1	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（か所）	1	1	1	1
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	0	1	1	1

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針

- 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが国の示す地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、必要な協議会の体制を確保することを基本とする。施設からの移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【本町の目標値の考え方と取り組み】

◆地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

- ・相談支援体制の強化・充実を図るため障がい者基幹相談支援センターを継続して設置します。
- ・障がい者基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担います。
- ・障がい者自立支援協議会において、個別事例で共同支援を実施しても解決できない地域課題について検討し、必要な社会資源の改善等につなげます。

【相談支援体制の充実・強化等の目標】

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	10件	10件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	6回	6回	6回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回	6回	6回
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回	6回	6回
相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	3	3	3
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	6回	6回	6回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の
基本指針

- 令和8年度末までに、国の示す障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【本町の目標値の考え方と取り組み】

◆障害福祉サービス等利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

- ・ 障害福祉サービス等に係る研修に町担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。
- ・ 障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有し、課題解決等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を図ります。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築の目標】

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の市町村職員参加人数			
相談支援従事者初任研修	-	-	-
障害支援区分認定調査員研修	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体と共有する回数	1回	1回	1回
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する回数	1回	1回	1回

2 障がい福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年10月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、以下の5種類があります。

① 居宅介護	ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
② 重度訪問介護	ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
④ 行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
⑤ 重度障がい者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

■ 居宅介護

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	15	18	16	18	19	20
総利用時間 （時間／年）	1,725	1,675	1,664	1,872	1,976	2,080

■ 重度訪問介護

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	1	1	1	1	1	1
総利用時間 （時間／年）	2,534	2,240	2,387	2,387	2,387	2,387

■ 同行援護

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	1	1	1	2	2	2
総利用時間 （時間／年）	170	207	189	240	240	240

■ 行動援護

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	1	1	1	1	1	1
総利用時間 （時間／年）	78	62	70	70	70	70

■ 重度障害者等包括支援

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0
総利用時間 （時間／年）	0	0	0	0	0	0

（2）日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	48	45	43	44	44	44
総利用日数 （日／年）	11,081	10,974	10,206	10,444	10,444	10,444

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0
総利用日数 （日／年）	0	0	0	0	0	0

■自立訓練（生活訓練）

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	1	1	1	0	0	0
総利用日数 （日／年）	117	224	279	0	0	0

③就労選択支援

就労選択支援とは、障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。就労支援を希望する障がい者と各種就労支援の間に立ってアセスメント（調査・査定）を行い、就労支援を受けるか、直接就職活動をするか、次の一手を判断する。令和4年10月成立の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」改正法に盛り込まれ、令和7年までをめぐりに開始される予定です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	0	0	0	0	5	10
総利用日数 （日／年）	0	0	0	0	35	70

④就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	9	4	3	3	4	5
総利用日数 （日／年）	1,044	270	275	275	367	459

⑤就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	9	8	7	7	8	8
総利用日数 （日／年）	1,596	1,369	1,220	1,220	1,394	1,394

⑥就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	59	58	58	59	60	61
総利用日数 （日／年）	11,364	11,354	11,263	11,457	11,651	11,845

⑦就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	4	5	4	2	2	2

⑧療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	5	5	5	5	5	5

⑨短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■短期入所（福祉型）

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	5	7	5	7	9	11
総利用日数 （日／年）	274	256	228	320	411	503

■短期入所（医療型）

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	1	1	1	1	1	1
総利用日数 （日／年）	28	32	44	46	46	46

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	33	29	29	30	31	31

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	33	31	30	31	32	32

(4) 相談支援

①計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	155	145	150	151	152	155

②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	0	0	0	1	1	1

③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	2	0	0	1	1	1

3 障がい児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年10月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	19	22	21	24	28	32
総利用日数 （日／年）	3,117	3,700	4,392	5,213	6,188	7,345

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0
総利用日数 （日／年）	0	0	0	0	0	0

③居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0
総利用日数 （日／年）	0	0	0	0	0	0

④放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	24	26	35	38	41	44
総利用日数 （日／年）	3,900	4,531	5,264	6,116	7,106	8,256

⑤保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	1	0	1	2	2	2
総利用日数 （日／年）	9	0	17	48	48	48

(2) 相談支援

①障がい児相談支援（障がい児支援利用援助・継続障がい児支援利用援助）

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

区分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人／年）	50	48	55	64	71	78

4 地域生活支援事業の見込量

本町では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年10月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業所	か所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援 センター	有無	無	無	無	無	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援 事業利用件数	(件/年)	0	0	0	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施の有無		無	無	無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

日常生活でコミュニケーションや情報の取得に関して支障のある聴覚、音声機能、言語機能の障がいのある人に無料で手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業実利用件数	(件/年)	39	26	30	30	30	30

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付するサービスです。

対象となる日常生活用具は以下のとおりです。

○介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなど身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるイス等。

○自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。

○情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭など、情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具。

○排泄管理支援用具

ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具及び衛生用品。

○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	(件/年)	1	1	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	(件/年)	1	1	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	0	1	1	2	2	2
排泄管理支援用具	(件/年)	336	362	320	336	353	370
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(件/年)	0	0	1	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行う事業です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
参加者数	(人/年)	20	13	19	18	20	18

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーション支援を行うサービスです。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数	(人/年)	1	1	1	2	2	2
総利用時間	(時間/年)	13	10	11	23	23	23

⑩地域活動支援センター

障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
基礎的事業 実利用者数	(人/年)	10	10	10	10	10	10
機能強化事業 実利用者数	(人/年)	232	154	140	150	150	150

(2) 任意事業

①福祉ホーム運営事業

身体または知的、精神の障がいがあり、家庭環境、住宅事情等により家族との同居が困難な人に対し、居住の場を提供するサービスです。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	(か所)	1	0	0	1	1	1
実利用者数	(人/年)	1	0	0	1	1	1

②訪問入浴サービス

家庭において入浴することが困難な重度身体障害者の方を対象として訪問入浴車両を派遣し、入浴サービスの提供を行う事業です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数	(人/年)	0	2	2	2	2	2
実利用日数	(日/年)	0	48	180	240	240	240

③生活訓練等

○知的コミュニケーション

社会性を身につけ、余暇の過ごし方を学び社会参加のきっかけをつくる教室です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活訓練等	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

④日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援する事業です。

区 分		前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数	(人/年)	3	4	6	8	11	15
総利用回数	(回/年)	196	163	190	221	258	301

⑤社会参加促進事業

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催し、障がい者がスポーツに触れる機会等を提供する事業です。

○文化芸術活動振興

文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る事業です。

○声の広報等発行事業

文字による情報の入手が困難な視覚障がい者に、音声訳による声の広報を毎月発行する事業です。

○自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者及び知的障がい者の自動車運転免許の取得及び身体障がい者の自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、身体障がい者及び知的障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう援助する事業です。

区 分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有
文化芸術活動振興	実施の有無	無	有	有	有	有	有
声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有

第6章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者や難病患者、障がい者団体や町社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「東みよし町障害者策定委員会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

資料編

1 東みよし町委託相談支援事業所

本町では、身体・知的・精神のそれぞれの障がいに応じて相談支援事業所を設置し、障がいのある人本人やその家族からの相談に対応しています。

	事業所名	住所	電話番号
身体	障がい者生活支援センターはくあい	三好市池田町州津堂面 175-1	0883-72-2251
知的	博愛ヴィレッジ	東みよし町西庄字浪内 49-1	0883-82-2871
精神	ワークサポートやまなみ	東みよし町足代 3796-3	0883-79-3928
知的	相談支援センターイノセント	美馬市脇町馬木字銚子場 1182-1	0883-53-3300
知的精神	徳島県手をつなぐ育成会	徳島市南矢三町 2 丁目 1-59	0886-31-2722

2 東みよし町引きこもり相談支援事業所

本町では、引きこもり経験のあるスタッフが支援を行い、ご本人・ご家族のより充実した生活に向けてのサポートをしています。

	事業所名	電話番号	FAX 番号
1	ワークサポートやまなみ	0883-79-3928	0883-79-3927

3 東みよし町障がい者虐待防止センター

本町では東みよし町虐待防止センターを設置し、関係機関と連携を図りながら障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための体制を整備しています。

	事業所名	電話番号	FAX 番号	備考
1	ワークサポートやまなみ	0883-79-3937	0883-79-3927	24 時間受付
2	東みよし町役場 福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307	

4 東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画 及び障がい児福祉計画策定委員会設置条例

令和元年9月13日

条例第11号

(設置)

第1条 本町における障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障がい者支援施策の基本方針となる東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するため、東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、町長が付議する東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な事項について検討し、その結果を町長に対して提言する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、障がい者福祉について理解及び知識のある者並びに関係行政機関の代表者等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定終了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 最初に召集される委員会は、第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 東みよし町障がい基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員名簿

氏名	役職名	所属
坂本 正一	委員長	東みよし町議会総務厚生常任委員会
加藤 和輝	施設長	社会福祉法人十字会 博愛ヴィレッジ
久原 孝	副会長	三好市医師会
伊藤 憲志	会長	東みよし町校長会
矢野 雄也	進路指導課長(併) 進路指導主事	徳島県立池田支援学校
井後 利男	事務局長	東みよし町商工会
真鍋 温子	雇用指導官	三好公共職業安定所
妹尾 保美	会長	東みよし町身体障害者会
白川佐知子	会長	東みよし町手をつなぐ育成会
大西 綾子	会長	東みよし町民生委員児童委員協議会
高井 春夫	地域連携課課長	特定医療法人恵済会 ゆうあいホスピタル
岩城 貞時	施設長	社会福祉法人三好やまなみ会 ワークサポートやまなみ
松林 真奈美	施設長	社会福祉法人池田博愛会 障がい者・生活支援センターはくあい
川人 裕子	施設長	社会福祉法人池田博愛会 児童発達支援センターすぎのこ
藤内 則康	事務局長	社会福祉法人 東みよし町社会福祉協議会
久保 美春	健康増進担当課長	西部総合県民局保健福祉環境部 三好保健所
川原 誠男	副町長	東みよし町
戸澤 幸代	課長	東みよし町健康づくり課

6 用語解説

あ行

◆医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児集中治療管理室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

◆一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

か行

◆基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

◆共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会。

◆ケアマネジメント

障がい者及びその家族に必要な支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるために連携・調整・統合を行うこと。

◆権利擁護

住民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支える手立てを講じようとすること。

◆合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

さ行

◆児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

◆市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がい等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う。自治体等が行う養成研修を行っている。

◆社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

◆社会的障壁

障がいのある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。

◆手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

◆障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者と定義された。平成16年の一部改正では、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。また、平成23年の一部改正により、発達障がい等を含めて障がい者の定義の見直しが行われたほか、地域社会における共生等が理念として盛り込まれた。

◆障害者虐待防止法

虐待の禁止、予防等に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者に対する支援等を定めた法律のこと。

◆障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

◆障害者雇用促進法

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づける等、障がい者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。

◆障害者差別解消法

障がい理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が求められている法律のこと。

◆障害者自立支援協議会

地域における障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場。相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成され、地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること等について協議する。

◆障害者自立支援法

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類ごとに分かれていた障がい者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障がい者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律（平成 18 年施行）。平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に法律名が変更になり、制度が一部変更となった。

◆障害者総合支援法

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法に変わり、すべての人が基本的人権を持つ個人として、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、共に生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的として平成 25 年 4 月 1 日から施行された。この法律によって新たに難病患者も障がい福祉サービスの利用が可能となり、また重度訪問介護の対象者拡大やグループホームとケアホームの一元化等が実施されている。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により行為能力が十分でない人の法律行為を保護・援助する後見人を決める制度。すでに精神障がいがある場合に決める法定後見制度と、意思能力があると認められた身体障がい者や体の自由がきかない高齢者が能力が衰える前に後見人を決める任意後見制度があり、申し立てを受けた家庭裁判所が審判を行う。

た行

◆地域活動支援センター

障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つ。

◆地域共生社会

従来の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成 29 年 2 月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）。

◆地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

◆通級指導教室

小・中学校に通う比較的障がいの程度が軽い子どもが一人ひとりの障がいに合わせた個別の指導を受ける教室のこと。通っている生徒は、通常学級のクラスに籍を置いているため、学校生活のほとんどは通常学級にいて、週に何時間かだけ通級指導教室へ通う。

◆特別支援学級

障がいの程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小・中学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がい等）に置かれる少人数の学級。

◆特別支援学校

障がいの程度が比較的重度の児童生徒を対象に、専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼児部・小学部・中学部・高等部で行う。

◆特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

◆難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、本人や家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

は行

◆発達障がい

発達障害者支援法で「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

◆バリアフリー

高齢者や障がいのある人等が社会生活を送る上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くという意味であるが、広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

◆福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がいのある人が、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方。

◆法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）。

や行

◆要約筆記者

聴覚障がいのある人に対して話の内容をその場で文章にして伝える筆記通訳者。大会等の場において講演内容等を要約筆記するほか、広報活動等に協力する。

ら行

◆ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。

◆療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

東みよし町
障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画及び
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 徳島県東みよし町
企画・編集 東みよし町福祉課

〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂 3360 番地
TEL (0883) 82-6306
FAX (0883) 82-6307
